

令和5年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち  
専門委員会の設置・運営  
報告書  
(専門委員会の活動)

令和6年3月

林野庁

令和5年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営  
報告書（専門委員会の活動）

目次

1	事業概要	1
2	専門委員会の設置及び開催	2
2-1	委員の構成	2
2-2	委員会の開催	2
	第1回	
	第2回	
	第3回	
2-3	委員会の活動	3
	(1) 国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の検討	
	(2) 合法性確認の手引き作成への助言	
	(3) 合法性確認の具体的事例の視察	
	(4) 複雑な合法性の確認事例の検討	
	(5) その他	
3	委員会での検討の結果と助言	7
巻末資料		11
	グリーンウォッシュのスパイラルを止めるために（WWF）	
	第1回委員会	
	配布資料	
	議事録	
	第2回委員会	
	配布資料	
	議事録	
	第3回委員会	
	配布資料	
	議事録	
	クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き	

## 1 事業概要

### 1-1 事業の目的

平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が施行され、同法に基づく合法性確認が効率的に行われるよう、国や事業者に対して高い専門性を持って第三者の立場から助言を行う場が必要となっている。

本事業は、違法伐採問題や、木材の合法性確認に関する法令、実務に知見を有する者から構成される専門委員会を設置・運営し、国が行う情報提供その他必要な措置、木材関連事業者による合法性確認等に対する助言を得ることにより、クリーンウッド法の実効性の確保を図ることを目的とする。

### 1-2 事業の実施体制

本事業は、一般社団法人全国木材組合連合会が林野庁から受託し実施した。事業の実施に当たっては、専門委員会で検討すべき内容、その進め方等を林野庁と協議の上、実施した。専門委員会の開催、運営については、FOODBOX 株式会社に再委託して実施した。また、令和 3 年度林野庁委託事業（「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査）を実施し、報告書の作成に当たった公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）鮫島弘光主任研究員に専門的な知見を得るとともに、検討のための資料整理、リスク情報の内容確認等について協力を得た。

### 1-3 実施内容

専門委員会の設置・運営に当たって、委員を選定し、委員会を期間中 3 回開催し、主に以下の項目について検討し助言を得た。（委員の構成及び委員会の開催については、2 章以降を参照）

- (1) 国が提供すべき国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の検討
- (2) 合法性確認の手引き作成への助言
- (3) 合法性確認の具体的事例の視察
- (4) 複雑な合法性の確認事例の分析
- (5) その他

## 2 専門委員会の設置及び開催

### 2-1 委員の選定

専門委員会を構成する委員は、令和3年度事業「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査」で設置された調査委員会等の構成メンバーを中心に学識経験者、様々な木材関連事業者の団体、NGO からなる下記の9名を選定した。委員の選定に当たっては、林野庁担当職員と受託者が協議を行った上で委員を決定した。

<委員の名前と肩書> (順不同、敬称略)

立花敏 (国立大学法人筑波大学生命環境系 准教授) : 座長

藤掛一郎 (国立大学法人宮崎大学農学部森林緑地環境科学科 教授)

岩永青史 (国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授)

相馬真紀子 (公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 森林グループ長)

山ノ下麻木乃 (公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES ジョイント・プログラム・ディレクター)

岡田清隆 (日本木材輸入協会 専務理事)

原田隆行 (日本製紙連合会 常務理事)

池田直弥 (一般社団法人日本林業経営者協会 専務理事)

森田一行 (日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家))

### 2-2 委員会の開催

委員会は計3回、以下の開催日と議題で開催し、いずれも対面とオンラインの併用開催とした。各回の開催日、参加者、議題は下記のとおり。

第1回 令和5年9月26日(火) 10:00~12:10

参加者(敬称略): 立花(オンライン)、藤掛(オンライン)、岩永、相馬、岡田、原田、池田、森田

議題: ①令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会について

②クリーンウッド法に基づく事業者の取組への支援について

ア. 林野庁の取組について

イ. 製紙業界の違法伐採対策について

③国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について

④複雑な合法性確認の事例分析について

ア. 第3国経由で輸入されるもの

イ. 5条森林以外の由来のもの

⑤現地視察について

⑥報告事項

ア. 改正クリーンウッド法について

## イ. 今後のスケジュールについて

第2回 令和5年12月18日(月) 15:00~17:30

参加者(敬称略): 立花、藤掛、相馬、山ノ下、岡田、原田、池田、森田

議題: ①国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について

②国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について

③クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直しについて

④現地視察について

⑤改正クリーンウッド法に関する政令の概要について

第3回 令和6年2月20日(火) 10:00~12:35

参加者(敬称略): 立花、藤掛、岩永(オンライン)、相馬、山ノ下、岡田、原田(オンライン)、池田、森田

議題: ①国産材原木の合法性確認の手引きの作成について

②複雑な合法性確認に関する分析について

③改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について

## 2-3 委員会の活動

委員会の活動として、計3回の委員会の開催と現地視察で以下のそれぞれの項目について検討し助言を得た。具体の議論内容は巻末資料を参考。

### (1) 国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の検討(第2回)

事業者が合法性を行う上で参考となる各国の伐採関係法令を情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」(以下、「クリーンウッド・ナビ」という)に掲載しているが、このほか事業者に提供する合法性確認に資する違法伐採問題に関するリスク情報等について、助言を行うため実施した。

具体的には、第2回委員会の資料1に基づき、令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査で作成された「リスク評価関連情報提供サイト」の内容について説明するとともに、これらの情報をクリーンウッド・ナビへ掲載することの是非について議論した。委員からの主な意見は以下のとおり。具体的な議論内容については、巻末資料の議事概要参照。

#### 【主な意見】

(立花委員) 各サイトの最終更新日時が具体的にわかるような情報を追記するのが良い。

### (2) 合法性確認の手引き作成への助言(第1回~第3回)

令和5年度林野庁補助事業「クリーンウッド」実施支援事業のうち合法性確認の能力強化のうち業種・品目別合法性確認手引きの作成により事業者が作成する手引きについて、当該

手引きの内容が適切であるかを検討し助言を行うため実施した。

具体的には、一般社団法人全国木材組合連合会（以下、「全木連」という。）が作成する国産原木を素材生産事業者から直接譲受ける事業者向けの手引きについて、以下の内容の検討を行った。

- ・第1回：国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト
- ・第2回：第1回の議論及び現地視察を踏まえたチェックリスト及びフローチャート
- ・第3回：手引き全体

各委員会での主な意見は、以下のとおり。

#### 【第1回委員会】

（藤掛委員）①契約時・納品時それぞれでチェックリストが必要ではないか。②チェックリストには、国産材原木の調達先に対して提供を求める事項の補足情報がいくつも列挙されていると、それを見た事業者は負担に感じる。

（森田委員）チェックリストについては、この中でどの書類が揃っていれば他の書類が不要になるかということや、載っている情報は全て揃っていなくても問題ないといったことを記載すると確認する側の負担が減る。

（池田委員）チェックリストについて、内容が非常に細かいため事業者にとって負担になると感じた。

#### 【第2回委員会】

（立花委員）チェックリスト冒頭で、収集した書類等について、申請者、発行者、期限、発行日等が妥当なものであるかを確認したことをチェックさせる形にしてはどうか。

（藤掛委員）「契約時」という記載があるところは、「受入開始時」や「素材の搬入開始時」といった表現を検討いただきたい。

（原田委員）チェックリストの「調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」に関しては、いずれかの書類にチェックがつかなければ合法性確認ができたと判断してはいけないのではないか。

（相馬委員）フローチャートの手順3「リスク緩和措置」が、「追加情報チェックリスト」に対応するのであれば、対応関係が分かるようにして欲しい。

（池田委員）フローチャートにある「取扱回避」は、「追加情報チェックリスト」を経たうえで取り扱いを回避するという選択肢もあるということが分かるように記載すべき。

#### 【第3回委員会】

（山下下委員）事業者側も考慮して、齟齬があつた場合でも、重大な瑕疵でなければ、追加情報チェックリストを使う前にリスク評価をしてしまう、とする方が事業者に受け入れられやすいのではないか。

（立花委員）日本製紙連合会では、各製紙会社がどのように合法性を確認しているかを示した書類を作っている。来年度の検討内容になると思うが、このような書類が数年間保存されているのであれば、毎回チェックリストを使わなくても良くなるのではないか。

(森田委員) このチェックリストは、全木連がその会員の事業の実態に合わせて作成しているので、他の団体がそのまま使うことはできないと考える。各団体が「自分で考える」プロセスが重要。

### (3) 合法性確認の具体的事例の視察

#### <視察について>

実際の事業者で実施されている合法性確認の先進事例、検討課題の洗い出しを行うため、宮崎県内で現地視察を行った。視察先では、①伐採後、製材工場等に直送される原木についての合法性の確認の事例、②原木市場における合法性確認の事例について先方との意見交換を実施した。

#### 【視察内容について】

##### ○視察先：

- ・ 素材生産：A
- ・ 原木市場：B
- ・ 製材会社：C, D (2社)

○実施日：令和5年10月24日(火)～25日(水) (1泊2日)

○参加委員(敬称略、順不同)：藤掛、岩永、池田、森田(4名)、林野庁から2名、事務局(3名)が同行

○現地視察結果については、巻末資料を参照

#### <視察に関する委員会での報告> (第1回及び第2回)

第1回委員会において視察計画、第2回委員会において結果概要をそれぞれ報告した。主なコメントは以下のとおり。

#### 【第1回委員会】

特段なし。

#### 【第2回委員会】

(藤掛委員) 宮崎県の場合、市場で受け入れる際に全ての材について適合通知及び行政手続書類が提出されること、ガイドラインの事業者認定がされていることを受け入れ条件としていて、合法性確認自体は手間ではないという意見であった。ただ、これまでの合法性確認に加えて毎回チェックリストを作成するのは負担となるため、年に一度などまとめてチェックするのも良いのではと感じた。

(森田委員) 素材生産事業者の手間が増えている(隣接地の所有者から承諾書をもらうこと等)ことはよく聞く。クリーンウッド法の内容を徹底する際には、国・事業者・団体それぞれが応分のコストを払うべきで、国は市町村の負担を補う必要があるのではないか。チェックリストは、今まで確認をやってこなかった方々にやり方を示すものであり、誰にどう使ってもらうかを考える必要がある。同時に、クリーンウッド法の中でガイドラインの扱いをど

うするのか、関係を整理する必要がある。

(池田委員) 市町村の手が回らない現地確認等を広域の森林組合が代行しているのは、他の地域でも参考になる。

#### (4) 複雑な合法性の確認事例の分析 (第1回及び第3回)

木材の流通経路が特殊である場合など、既存の手引き等では合法性の確認が困難な事例について、「事業者が合法性確認に当たって収集すべき情報や採るべき対応について検討し、助言を行うため実施した。

第1回委員会において、資料4に基づき、具体的な事例として以下2事例についての分析をしたいと説明したところ、岩永委員より合法性の確認を複雑たらしめるキーワードを整理して分析する必要があると意見された。この意見を踏まえて第3回委員会において、資料2のとおり再整理を行い、林野庁から説明を行った。各委員会での主な意見は、以下のとおり。

##### 【第1回委員会】

(池田・原田委員) 合法性確認が難しい事例について調査し、合法性を確認できるようにする手法を検討することについて、件数がほとんどないものと考えられるため、重要性・必要性はそれほど高くないのではないかと。

(岩永委員) 各事例について、長期保管や第三国といったキーワードごとに分析を行うことが必要ではないかと。

##### 【第3回委員会】

特段なし。

#### (5) その他

##### <議題>

##### ① 林野庁の取組について (第1回)

資料2-1に基づき、林野庁の合法伐採木材の利用促進に向けた取組について、説明をした。特段の意見はなし。

##### ② 製紙業界の違法伐採対策について (第1回)

日本製紙連合会の常務理事でもある原田委員から、資料2-2に基づき、製紙業界の違法伐採対策について情報提供いただいた。

##### ③ クリーンウッド・ナビの見直しについて (第2回)

クリーンウッド・ナビの構成・掲載内容の見直しについて、第2回委員会の資料3に基づいて説明するとともに、見直し内容の是非について議論した。委員からの意見は特段無かった。なお、説明は「クリーンウッド・ナビ」の見直しに係る林野庁委託事業の受託者である



一般社団法人全国林業改良普及協会の担当者から行った。

④ 改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について（第3回）

林野庁から、資料3に基づき、令和7年度以降の取組と次年度の当委員会での議題について説明をした。主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

（山ノ下委員）クリーンウッド法やチェックリストが活用されるために、Jクレジットやバイオマスといった他の制度との関連付けを林野庁において検討すると良いのではないかと。今後、使用している木材が持続可能なものなのか、グリーンウォッシュ<sup>1</sup>に当たらないかということを知ることが増えると思われるが、それにどう対応していくのかの一步目がクリーンウッド法なのだと思う。

（立花委員）一般消費者をターゲットにするのであれば、消費者団体やNGOと協力してやっていくことも重要。ターゲットを絞り、どのような手段で行っていくかを考えることも大事。

（岡田委員）消費者への周知よりも、改正法の業界への周知が圧倒的に重要で、遅れている状況。事業者に対し、違反すると調査が入る恐れがあるとまで言わないと、事業者の取組に真剣さが増さないし周知が進まない。

（森田委員）事業者ごとに区分けして、それぞれの事業者において何が必要かということを手帳に説明しないと、改正内容を正しく理解してもらえない。

（山ノ下委員）輸入林産物の持続可能性について、これから1～2年で問題化してくると思う。輸入材についての対策を行っていく必要がある。

<報告事項>

① 改正クリーンウッド法の情報提供（第1回）

林野庁から、資料6に基づき、改正クリーンウッド法について説明をした。

② 改正クリーンウッド法に関する政令の概要について（第2回）

林野庁から、資料5に基づき、改正クリーンウッド法の政令の概要について説明をした。

3 委員会での検討の結果と助言

3-1 国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の検討

- ・令和3年度事業「生産国リスク情報活用に向けた調査」で作成された「リスク評価関連情報提供サイト」で掲載されている各サイトの最終更新日時が具体的に分かるような情報を追記すると良いとの意見があったが、クリーンウッド・ナビに掲載されている他のサイ

<sup>1</sup> グリーンウォッシュに関する、WWFの相馬委員の説明資料を巻末資料として載せた

ト情報は、できるだけこまめにチェックするだけでなく、更新日を付けるとより事業者にとって有益なものになると考える。

### 3-2 手引きの作成について

「国産原木の合法性確認の手引き」について、委員会での検討を行った。この中にチェックリスト及びフローチャートを示しながら、当該原木の合法性確認の方法を事業者の参考となるよう示した。(巻末資料を参照)

・今後は、この手引きを事業者に役立ててもらえるよう、研修や説明会の実施が重要である。また、事業者の要望や実情に応じて修正等を適宜加えてより使いやすいものにしていくことも重要である。さらに、改正法に合わせたこの手引きの適切な改訂を行うことが必要である。特に、周知に関しては、林野庁もクリーンウッド・ナビに掲載するなど積極的に協働すべきである。

・改正法の施行で行政のチェックがより厳しくなる中で、手引きを使って合法性確認を行ったことを記録する様式などを具体的に示していくことも、どのように情報を記録・保管していけばよいかわからない事業者に具体的な参考例を示すことになるため有用であると思われる。

・このチェックリストは、全木連がその会員の事業の実態に合わせて作成しているため、他の団体の事業体そのまま使うのは難しい場合も考えられるが、チェックリストを用いた合法性確認の具体的な手法を提示したことに意義がある。今後、チェックリストのカスタマイズの方法など、より踏み込んだ内容を含む周知も重要であろう。また、各団体が会員等に周知を行う際には、林野庁と連携しつつ進めていくことが肝要である。

### 3-3 現地視察について

・今回は、宮崎県内の原木市場、製材工場等を視察した。宮崎県は、スギの一大生産地であり、素材生産事業者、第一種木材関連事業者も多く集積しているため、様々な事例が視察できると考えられることから選定した。また、県内の素材生産現場に詳しい藤掛委員に視察先の選定について助言・同行していただくことができ、効率的な視察が実施できた。宮崎県内の事業者は合法性の確認について、しっかりと取り組んでいる事業者が多いと思われたところ、今後は、クリーンウッド法の取組が広がらないボトルネックを探るために、比較的取組が活発でない地域への視察も有効と考えられる。

### 3-4 複雑な合法性の確認事例の分析

・第3回委員会での資料2で整理した「追加的措置の具体的な内容」について、事業者が追加的措置を行う上での参考になるように、情報の入手のしやすさや、事業者が実際に収集している事例を調べてクリーンウッド・ナビ等で情報提供することが考えられる。

・クリーンウッド・ナビ等での事例の情報提供についても、キーワード毎に整理した上で提供することも事業者にとって使いやすい情報となる可能性があると思われる。

### 3-5 その他

・改正法の施行を前にした事業者の関心が高まりによって、質問や不安等も増えてくること

が予想される。適宜そういった事業者からの情報も委員会に情報提供して、主な Q&A などとして、クリーンウッド・ナビの掲載情報に反映すべきかどうか等の検討項目に追加していくことも必要であると考えられる。

- ・委員からは、団体の取組について共有があったり、「グリーンウォッシュ」への懸念といった新しい考えも示された。今後も各委員からの取組や情勢等の情報提供があると、委員間でも情報交換が行われ、委員に対しても新たな視点が入ることで、より意義がある議論がなされることが期待される。
- ・事業者への周知が重要との発言があった。周知する事業者・業界のターゲットにあわせて関連する団体とも協力・連携しながら周知していくことで業界の実情に合った効果的な周知が可能となることが考えられる。



## 巻末資料

グリーンウォッシュのスパイラルを止めるために  
(WWF 相馬委員寄稿)

第1回委員会  
配布資料  
議事概要

第2回委員会  
配布資料  
議事概要

第3回委員会  
配布資料  
議事概要

クリーンウッド法における国産原木の合法性確認(デュー・デ  
リジェンス)手引き



## グリーンウォッシュのスパイラルを止めるために

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン

森林グループ長 相馬真紀子

企業や組織が実際以上に環境に配慮していると主張・訴求する慣行は「グリーンウォッシュ」と呼ばれる。国際社会がネイチャーポジティブやネットゼロの実現に向かううえで、企業のグリーンウォッシュは深刻な足かせとなりうる。なぜなら、グリーンウォッシュは環境関連のリスクが市場で正しく評価されることを妨げ、消費者が本当に環境に良い商品を選択したりアクセスしたりする際の障壁にもなり得るからである。グリーンウォッシュという言葉自体は新しいものではないが、国際社会ではその言葉の重みや受け止め方は変わってきている。たとえば欧州では、グリーンウォッシュは法律で取り締まる時代に突入した。

欧州理事会は2024年2月、グリーンウォッシュを禁止する指令案「環境訴求に関する共通基準を設定する指令案」(以下「環境訴求指令案」)を採択した<sup>1</sup>。環境訴求指令案は、不明瞭あるいは根拠の乏しい環境訴求の慣行に消費者を直面させるようなマーケティング方法を規制するものである。同指令案の対象となるのは、製品あるいは企業が環境に良い、環境への負の影響がない、あるいは他の製品や企業より負の影響が少ないなどと主張する文言あるいは環境ラベルだ。具体的には、科学的根拠と最新の技術・知見に依拠したものか、謳われる効果やインパクトはライフサイクルの観点で評価されたものか、訴求内容は法律で課された要件を超えるものか(つまり法律を守っているだけで環境に良いと主張することは不可)、といった点を評価しなければ消費者にとって誤解を与える可能性があるとしている。同指令案は今後、EU官報への掲載を経て施行開始され、EU加盟国による国内法化の後に適用開始となる。

日本には現時点で同様の法律は存在しないものの、グリーンウォッシュを用いたマーケティング方法については国際社会の一員として何らかの規制や指針が必要であろう。このような規制や指針がない状態は、環境関連のリスクが市場で適切に評価されないことを意味し、真に環境負荷の少ない事業や製品を実施・提供する企業の努力も無駄になりかねない。結果として、真摯に取り組む企業の製品が市場で正当な評価を得られず、消費者は製品を購入する際に適切な情報を得ることが困難となる。グリーンウォッシュのスパイラルを止めるためには、企業に対する規制によって不適切な謳い文句のついた製品が市場に出回るのを防止し、同時に消費者に対する十分な情報提供により、「本物」と「グリーンウォッシュされたもの」を見極める重要性を周知していく必要があると考える。

WWF (World Wide Fund for Nature) による「WWF Guide to Green Washing」では、主に消費者が製品や事業について本物かグリーンウォッシュかどうかを見極めるために、「バズワード」、「根拠」、「検証」、そして「持続可能性」の4つに注目することが有用であ

<sup>1</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2023%3A0166%3AFIN>

ると提唱している<sup>2</sup>。

企業やブランドが「バズワード」(環境にやさしい、エコ、グリーン、植物性、生分解性、カーボンニュートラルなど多数)を使って環境訴求をしている場合、それらが実際のところ何を意味しているか慎重に確認する必要がある。具体的には、裏付けとなる「根拠」が提供されているか、また、それらの訴求は、外部の第三者によって「検証」されているか、といった視点が重要である。加えて、ビジネスや製品が「持続可能(サステナブル)」であると主張するのであれば、持続可能性の3つの柱(環境、社会、経済)のすべてを考慮する必要がある。



---

<sup>2</sup> <https://www.wwf.org.uk/learn/guide-to-greenwashing>



## 第1回委員会配布資料

令和5年度 第1回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

### 1 日 時

2023（令和5）年9月26日（火） 10:00～12:00

### 2 場 所

ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-3-5 赤坂スターゲートプラザ B1 階

※オンライン（MS-Teams）とのハイブリッド開催

### 3 次 第

- (1) 開会
- (2) 林野庁挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議 事
  - ① 令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会について
  - ② クリーンウッド法に基づく事業者の取組への支援について
    - ア. 林野庁の取組について
    - イ. 製紙業界の違法伐採対策について
  - ③ 国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について
  - ④ 複雑な合法性確認の事例分析について
    - ア. 第3国経由で輸入されるもの
    - イ. 5条森林以外の由来のもの
  - ⑤ 現地視察について
  - ⑥ 報告事項
    - ア. 改正CW法について
    - イ. 今後のスケジュールについて
- (5) 主催者挨拶
- (6) 閉会

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和5年度 第1回

資料一覧

資料番号	資料名
資料1	令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用にかかる専門委員会について
資料2-1	林野庁の取組について
資料2-2	製紙業界の違法伐採対策について
資料3-1	合法性確認手引きの作成について（検討過程のものであるため非公表）
資料3-2	国産材原木の合法性の確認のためのチェックリスト（検討過程のものであるため非公表）
資料4	複雑な合法性確認に関する資料
資料5	現地視察について（案）
資料6	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要
参考資料1	第1回専門委員会出席者名簿
参考資料2	クリーンウッド法における合法性確認（デュー・ディリジェンス）手引き（略）

## 令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 について

### <本委員会の目的>

違法伐採問題や、木材の合法性確認に関する法令、実務に知見を有する方々から、国が行う情報提供その他必要な措置、木材関連事業者による合法性確認等に対する助言をいただくことにより、クリーンウッド法の実効性の確保を図る。

### <令和5年度の全体通してのテーマ>

木材関連事業者の合法性確認の一助となるツールの改善及び複雑な合法性確認の事例分析

### <全体スケジュール（予定）>

第1回（9月26日（火）10:00～12:00）

- ①林野庁、製紙連合会の取組の紹介
- ②全木連の手引の検討
- ③複雑な合法性確認の事例分析

現地視察（10月24日～25日）

宮崎県都城市（詳細は資料5）

第2回（11月～12月）

- ①クリーンウッド・ナビの改善検討
- ②全木連の手引の検討
- ③複雑な合法性確認の事例分析

第3回（2月）

- ①これまでの議論を踏まえた合法性確認ツールの改善検討
- ②次年度検討すべきテーマの検討
- ③現地視察の結果について

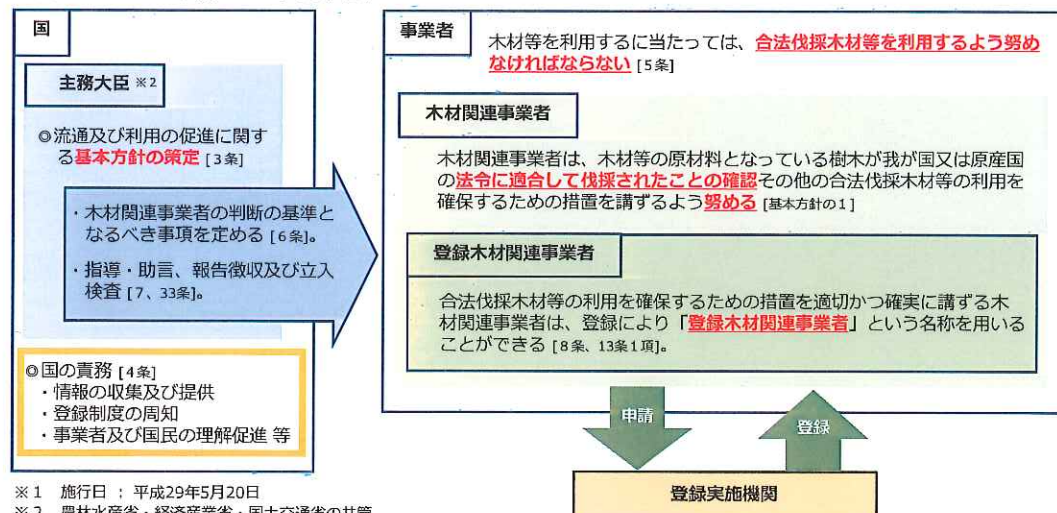
# 林野庁の取組について

2023年9月26日  
一般社団法人全国木材組合連合会  
(事業事務局)

## 0. 現行クリーンウッド法の概要

- **事業者**は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するように努めなければならない**旨を規定。
- **木材関連事業者**が**取り組むべき措置**として、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の**法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）**等を規定。
- 取り組むべき措置を**確実に講ずるもの**は、主務大臣が登録した登録実施機関による**登録を受けることができる**。
- 附則において、**施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる**ことを規定。

□ 現行クリーンウッド法<sup>※1</sup>の基本的な仕組み



## 1. クリーンウッド・ナビによる情報提供

○クリーンウッド法に関する合法性の確認に資する情報を広く事業者へ提供するために、林野庁Webサイト内に開設（2020年）

### ○主なコンテンツ

#### ①制度の概要

法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料

#### ②国内外の合法性確認に資する情報

国別情報（35の国や地域の情報）

#### ③登録制度に関する情報

登録実施機関の紹介、登録事業者リスト（検索機能付き）

#### ④その他

過去の委託調査事業等の報告書、普及資料（パンフレット、動画等）の紹介、Q&A、問合せ窓口の紹介 等

詳細は、実際のWebサイトを見ながらご説明します。

2

## 2. 合法性確認手引きの作成

①第一種木材関連事業者（原木を素材生産事業者から直接購入する事業者、木材等を輸入する事業者等）が、木材等の合法性確認をする際の参考となる合法性確認の手引を令和4年度に林野庁が作成

②手引の中では、事業者がわかりやすくかつ効率的に合法性確認を行えるよう、合法性確認に関する通知等を集約するとともに、違法伐採リスクに基づいた合法性確認のフローチャートやチェックリストを示したところ

（参考）令和5年度林野庁補助事業で、上記のような手引きを業種別・品目別に作成を補助しているところであり、一般社団法人全国木材組合連合会が、国産材原木を直接購入する加工事業者向けの手引きを作成するところであり、本日の委員会の議題3で、ご説明・ご議論いただく

3

## ※ 違法伐採リスクとは

○我が国含め多くの国では以下の目的のために、伐採の方法等が法令等によって制限されている

→①森林の持つ多面的機能の維持

②木材市場における公正な取引を維持

○違法に伐採が行われることで、これらの機能・取引に影響を及ぼすおそれがある

○違法伐採リスク・・・木材関連事業者は、「違法伐採木材等を取り扱ってしまう可能性」から、リスクレベルに応じて次の項目を明確にする必要がある

- ・木材がどこで伐採されたのか
- ・ガバナンスのレベルに懸念があるか
- ・サプライヤーが適用法の遵守を示す文書をすべて揃えることができるか、またそれらの文書は検証可能か
- ・サプライチェーンに含まれている企業に、違法伐採に関連した慣行に関わっている兆候があるか
- ・サプライチェーンは複雑か

4

※以下のスライドは、R5年度事業者研修の説明資料より抜粋

## 第一種木材関連事業者が合法性を確認するための方法について

1. 「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」  
…この中で、以下を提示
  - (1) クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート
  - (2) 木材等の合法性の確認のためのチェックリスト  
チェックリスト1（情報収集）、チェックリスト2（リスク評価）、  
チェックリスト3（追加情報収集）
2. リスク評価関連情報提供サイトのリスト
3. 合法性確認の仮想事例
4. 事業者向け報告会の発表資料

※林野庁委託事業の報告書として、クリーンウッド・ナビで手引きを公開（令和5年5月）

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r4/r4report\\_4.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r4/r4report_4.pdf)

5

# ① 「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」

## 【目的】

- 今まで合法性確認に取り組んでいなかった事業者・・・はじめの一步を踏み出す
- 合法性確認の手法に確信が持てずにいた事業者・・・その内容を確認なものにする
- 既に合法性確認を行ってきた事業者・・・より精緻な確認へレベルアップする

## 【内容】

### I 解説編

- ・ 違法伐採問題を取り巻く状況
- ・ 木材等の合法性確認の意義

### II 実務編

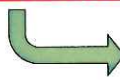
- ・ 合法性確認手順フローチャート → フローチャートに従って手順1～3を実施
- ・ 合法性確認の手順 → チェックリストを使って確認
  - 手順1：書類の収集<チェックリスト1>・・・ 木材等の調達先に対し提供を求める事項
  - 手順2：違法伐採リスク評価<チェックリスト2>・・・ 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項
  - 手順3：リスク緩和措置<チェックリスト3>・・・ リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項

※この手引きは唯一絶対のものではありません。また、必ずこれを使わなければならないというものでもありません。すでに自社でDDの仕組みを作って合法性を確認されている場合は、この手引きは参考としてお考え下さい。また、合法性確認を継続して行っていくなかで、改善しながら制度の向上を図っていくことが必要です。

# ② 「クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート」について

## リスクベースアプローチの考えに基づく手順

リスクベースアプローチとは・・・リスクを評価し、**そのリスクに応じて、組織が考える水準を踏まえてリスクを最小化する取り組み。**



違法伐採のリスクが無視できるレベルか、そうでない（無視できない）か

### 【手順や評価項目を整理しておくメリット】

- ✓ 合法性確認の効率化
- ✓ 社内での業務標準化
- ✓ 調達先にどのような木材が欲しいかを明示できる
- ✓ 客観的に合法性確認をしていることを対外的に説明する根拠となる

→手引きでは手順や評価項目を明示、そのまま活用することも、ひな形として利用することも可能



### ③ 「木材等の合法性確認のためのチェックリスト」を使った確認の流れ

※チェックリストはそのまま使うことも、自社の取扱品目用にひな形として活用することもできます

チェックリスト1を用いて、**収集した書類の確認**



チェックリスト2を用いて、**リスク評価** → **合法性確認の判断**  
 20のリスク評価項目  
 1 総論  
 2 法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報  
 3 調達先の事業者に関する情報  
 4 伐採国または地域の情報  
 5 樹種



チェックリスト2で違法伐採リスクが無視できないと判断した場合

チェックリスト3で**追加的情報収集、合法性確認の再判断**

### チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項 リストに載っている書類について収集できたものに☑

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト			記入日: 年 月 日
取引内容:			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠あり</div> : 基本的な使用方法  <div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠なし</div> : より効果的な使用方法                 </div>
取引相手:			
担当者:			
責任者:			
<b>木材等の調達先に対し提供を求める事項</b>			社内管理番号:
	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄	
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     当該事項について、記載のある書類の具体的な名称を記入                 </div>
	イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
		ウ	
樹木が伐採された国又は地域:			チェックリストの使い方の資料出典: 2023年3月3日開催の林野庁事業報告会での発表資料より



## チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項（その1）

低リスク評価寄与度を3段階に設定

該当する項目にチェック

入れ子構造：低リスク評価寄与度の上位の項目が確認できれば、下位の項目は省略可能

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項				社内管理番号:	
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。					
No.	低リスク評価寄与度		確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中			
<b>1 総論</b>					
(1)	<input type="checkbox"/>		収票した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
	<input type="checkbox"/>		調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	チェックした根拠を記入
(3)	<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>					
(1)	<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>枠あり</b> : 基本的な使用方法</p> <p><b>枠なし</b> : より効果的な使用方法</p> </div>
(2)	<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

10

## チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項（その2）

確認できた項目に☑→一番下の欄の「合法性が確認できた(違法伐採リスクは無視できるレベル)」かどうか☑→「確認できない(リスクは無視できないレベル)」と判断したらチェックリスト3へ

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項（その2）					
(6)	<input type="checkbox"/>		調採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>枠あり</b> : 基本的な使用方法</p> <p><b>枠なし</b> : より効果的な使用方法</p> </div>					
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？					
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ			

大項目1~5の結果から、事業者自身が評価・判断を行う  
※事業者自身が判断基準を設けることも考えられる

評価・判断を行った理由を記入

11

### チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項（その1）

チェックリスト2で合法性が確認できなかったと判断したら、このリストで追加の情報収集を行う（リスクの低減・緩和）

追加の情報収集の内容		チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄
1	取引関係者について		
(1)	<input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらし木等の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める。		
(2)	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる。		取引関係者に関する追加情報を収集
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題をしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する。		
	調達する木材そのものについて		
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う		
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		樹種や伐採国の直接確認
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む。		
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う		
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する	1, 2, 4, 5	取引先や同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に対する問い合わせや確認
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する。		

**枠あり** : 基本的な使用方法

**枠なし** : より効果的な使用方法

**枠なし** : 項目の解説

以下の情報を記入

- 具体的な収集方法
- 収集した情報の内容
- 追加情報に基づくリスク評価（必要に応じて外部情報も活用）

実施した方法をチェック

### チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項（その2）

上の項目に☑したら、一番下の欄の合法性が確認できたか、出来なかったかに☑

(4)	<input type="checkbox"/>	その他（具体的に記載）:	-	
		上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか？	<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか？ <input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったか？	再評価・判断を行った理由を記入

**枠あり** : 基本的な使用方法

**枠なし** : より効果的な使用方法

追加的な情報収集の結果から、事業者自身がリスク再評価・合法性確認の再判断を行う  
※事業者自身が判断基準を設けることなども考えられる

(参考) 普及啓発活動の実施

- 合法伐採木材等の利用を促進するための国・登録実施機関・業界団体等からなる全国協議会の開催
- 全国レベルの展示会への出展し、クリーンウッド法、合法伐採木材等の利用促進に向けたPR活動
- 木材関連事業者向けのセミナー、登録のための個別相談会を実施
- 普及資料の作成（各種パンフレット、動画等）と展示会、Webサイト、SNS等を活用した情報発信

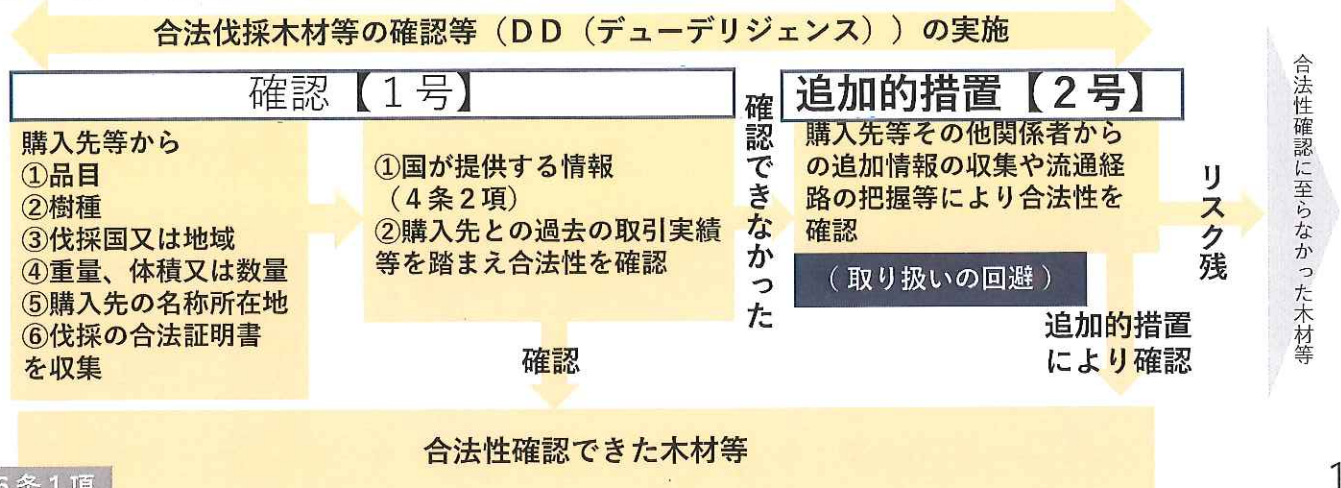


普及用パンフレット（一例）



キャラクター（クリーンウッドちゃん） 14

(参考) 合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

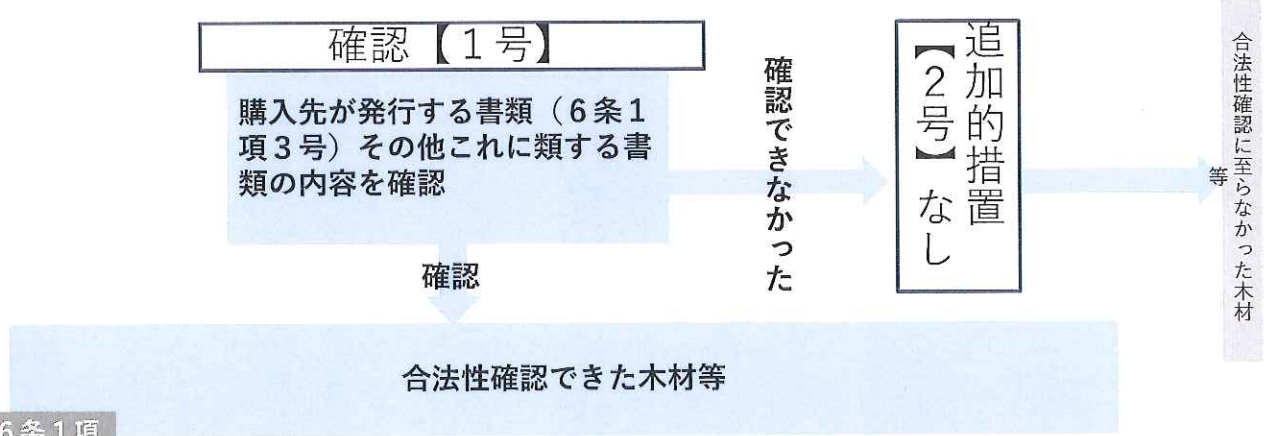


6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

(参考) 合法性確認の方法 (川下・第二種木材関連事業) 【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

## クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート

### 手順1:書類の収集

以下の情報が記載された書類や補足情報を収集（調達先に対し提供を求める事項を**チェックリスト1**に例示）

- ア 木材の種類(品目)
- イ 原材料となっている樹木の樹種
- ウ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- エ 重量、面積、体積又は数量
- オ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- カ 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類
- キ(任意) 調達した木材等や調達先に関する補足情報

### 手順2:書類の確認【リスク評価】

- (1)書類の確認  
チェックリスト1を活用し、収集した手順1のア～カの書類(全て揃わなくてもよい)、補足情報を確認
- (2)リスク評価(確認事項を**チェックリスト2**に例示)  
チェックリスト2を活用し、手順1のア～カの書類、国が提供する情報(クリーンウッド・ナビに掲載)、取引実績及び補足情報等について、以下の観点から、取り扱う木材等の違法伐採リスクを評価
  - 1. 総論
  - 2. 原産国となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報
  - 3. 調達先に関する情報
  - 4. 樹木が伐採された国又は地域
  - 5. 原材料となっている樹木の樹種

リスクは無視できるレベルと評価

リスクは無視できないレベルと評価

### 手順3:リスク緩和措置

#### 追加の情報収集・リスク再評価

- (1)特定したリスクに関連する情報収集を実施  
(追加的な情報収集に係る事項を**チェックリスト3**に例示)
- (2)リスク再評価  
追加的に収集した情報に基づき、違法伐採リスクを再評価

取扱回避

リスクは無視できるレベルと評価

リスクは無視できないレベルと評価

合法性が確認できたと判断

合法性が確認できなかったと判断

記録の保存、販売先への書類提供

# (参考) 林野庁作成の手引きにおけるチェックリスト

## 木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

取引内容: \_\_\_\_\_  
 取引相手: \_\_\_\_\_  
 担当者: \_\_\_\_\_  
 責任者: \_\_\_\_\_

### チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項

社内管理番号: \_\_\_\_\_

事項	収集した書類 (該当するものを選択)	自由記載欄			
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>			
	イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所:	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>		
		ウ	樹木が伐採された国又は地域:	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
エ			原材料となっている樹木の樹種名:	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
			オ	木材等の種類(品目):	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>
	カ	重量、面積、体積、数量:		<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
		キ		補足情報	<input type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>
				A	国内の行政手続き書類の詳細

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項

社内管理番号: \_\_\_\_\_

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
<b>1 総論</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
<b>3 調達先に関する情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
<b>4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
<b>5 原材料となっている樹木の樹種</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(6)			<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
<b>上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？</b>						
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項			社内管理番号:	
追加の情報収集の内容		チェックリスト2の 項目番号 (No.)	自由記載欄	
1	取引関係者について			
(1)	<input type="checkbox"/>	直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/>	同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて			
(1)	<input type="checkbox"/>	木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/>	木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/>	木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/>	木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	<input type="checkbox"/>	問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/>	証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
(4)	<input type="checkbox"/>	その他（具体的に記載）：	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？		<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
		<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	



2023-9-26

## 第 1 回クリーンウッド実施支援事業専門委員会 資料

## 製紙業界の違法伐採対策について

日本製紙連合会

1

## 製紙業界の違法伐採対策について

## 1 製紙連における合法性の確認

(1) 合法性確認のための林野庁のガイドライン

- ・ グリーン購入法の判断基準のために合法性を確認する方法として林野庁のガイドラインが示されている。
- ・ その中で合法性を確認する方法としては3つの方法が定められている。
  - ① 森林認証による方法
  - ② 団体認定による方法
  - ③ 個別企業の独自の取組による方法
  
- ・ 製紙業界は、③の個別企業の独自の取り組みによる方法により、2007年度から日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業を実施し、使用する製紙原料の合法性を確認。

2

## (2) 林野庁ガイドラインに基づく合法性確認の具体的手法

- ① 会員各社が行う、
  - イ) 違法伐採木材は取り扱わないという原料調達方針の策定
  - ロ) サプライヤーから違法伐採木材を取り扱わないという誓約書の入手
  - ハ) トレーサビリティレポートの入手や現地確認を行う合法証明システムの作成
  - ニ) イ),ロ),ハ) に係る関連書類の入手と5年間の保管
- ② 上記①について製紙連事務局が行うモニタリング調査
- ③ 上記①,②について外部委員による第三者監査の実施
- ④ 上記①～③の違法伐採対策の実施状況を製紙連HP等で公表

3

## (3) 日本製紙連合会合法証明デューディリジェンス(DD)システムマニュアル

クリーンウッド法（2017年）の施行以降は、製紙連が策定したDDシステムマニュアルに基づき、会員企業が各社独自に策定したDDシステムにより、2019年度からは、取扱い原料について

- ① サプライチェーン情報へのアクセス  
(樹種、学名、伐採地、製品の種類、数量、合法証明書  
サプライヤーリスト (商号、国名、住所) など)
- ② リスクアセスメント
- ③ リスク緩和措置

という3つの段階を踏み、原料の違法リスクを最小化する措置をとっている。

4

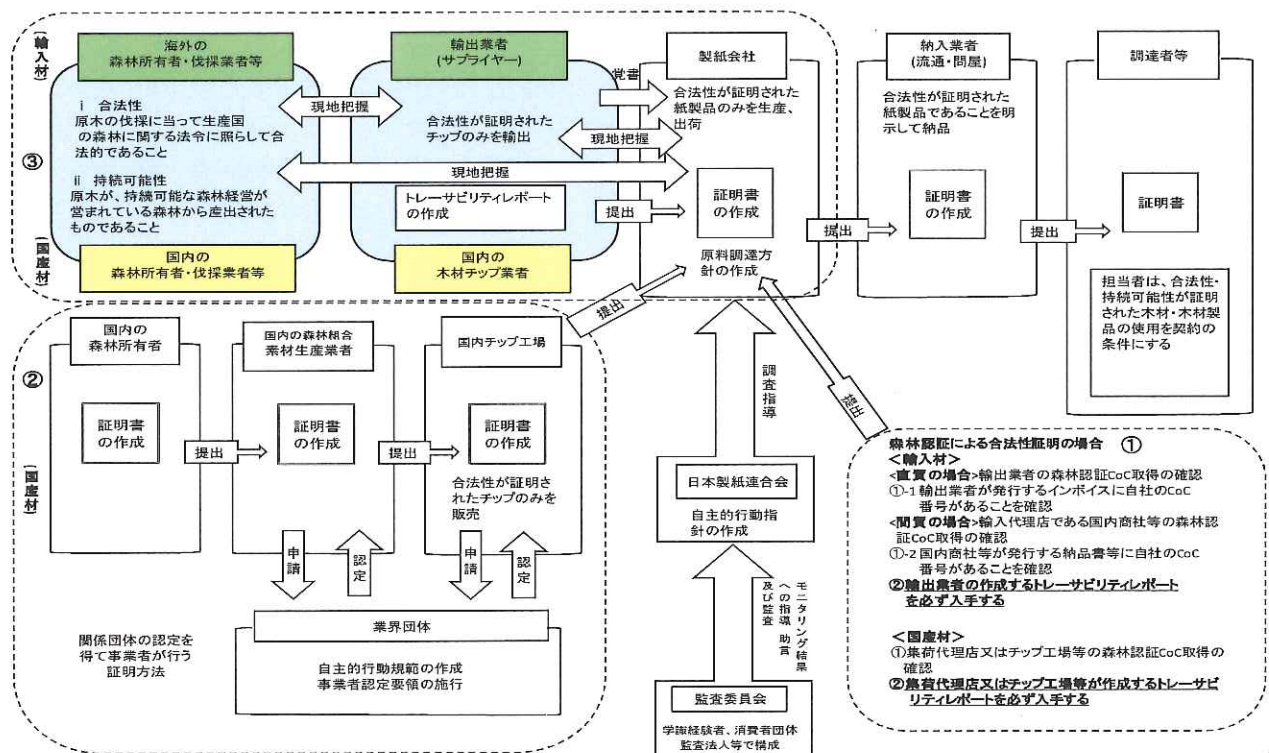
### (4) クリーンウッド法木材関連事業者への登録

- ① 製紙連では、2018年3月にクリーンウッド法に定められている登録実施機関に会員及び関連会社27社を団体一括登録。その後、3社を追加登録し、現在30社が登録。

### (5) 第三者による監査の実施

- ① 違法伐採対策モニタリング事業の監査委員会（外部委員）による監査
- ② クリーンウッド法に定められている登録実施機関による監査

## 2 製紙業界の違法伐採対策における合法性確認システム全体像



## 3 日本製紙連合会のモニタリング事業の内容とチェックリスト

- 会員会社の個別企業の独自の取組みに対して、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会は「**違法伐採対策モニタリング事業**」を実施。
- この事業の中で、製紙連は毎年度、会員会社の独自の取組みによる違法伐採対策をチェックリストに基づき監査。
- その結果は、**学識経験者**（林業科学研究所、筑波大学）、**消費者団体**（全日本文具協会、グリーン購入ネットワーク）及び**監査法人**で構成される**第3者委員会**の監査を受けている。
- 毎年度の「違法伐採対策モニタリング事業」の実施結果については、製紙連のHPで公表。
- 各社のモニタリング結果は、指摘事項を含めたコメントを添えて、各社にフィードバック。
- 具体的なチェックリストは以下の1～15の通り。

7

# 製紙業界の違法伐採対策について

## 1. 原料調達方針

- (1) 原料調達方針を定めているか？
- (2) 原料調達方針をHP、環境報告書等で公表しているか？
- (3) 原料調達方針で違法伐採木材を使用しないことを明確に宣言しているか？
- (4) 原料調達方針で森林経営の環境優位性及び社会的優位性を確保すること、未利用材を有効活用することを明確に宣言しているか？

## 2. 合法証明システム

- (1) 合法証明DDシステムを作成しているか？
- (2) 合法証明DDシステムの概要をHP、環境報告書等で公表しているか？
- (3) 合法証明DDシステムの責任者及び担当者を定めているか？
- (4) 合法証明DDシステムについての研修を行っているか？
- (5) 合法証明DDシステムについての維持、見直し、改訂を1年に1度行っているか？
- (6) 合法証明DDシステムの適用範囲となる製品を明示しているか？
- (7) 適用範囲となる製品について伐採地、樹種名、学名は正確に記載されているか？

8

- (8) 合法証明DDシステムの適用となる製品のサプライヤーリストは作成しているか？
- (9) サプライヤーリストに商号、国名、住所、製品の種類は記載されているか？
- (10) 合法証明DDシステムのサプライチェーン図は作成されているか？
- (11) 合法証明DDシステムにより収集された情報に基づいたリスクアセスメントを行っているか？
- (12) リスク緩和措置を定めているか？

### **3. 関連書類の保管**

- (1) 合法証明DDシステムに関連する書類を5年間保管しているか？

### **4. 透明性及び客観性の確保**

- (1) 合法証明DDシステムの取組みについて、その概要をHP、環境報告書等で公表しているか？
- (2) 合法証明DDシステムは内部監査の対象となっているか？
- (3) 合法証明DDシステムに対して製紙連のモニタリング以外に第三者による外部監査は行われているか？

9

# 製紙業界の違法伐採対策について

## **【輸入木材チップ】**

### **5. サプライヤーとの協定**

- (1) サプライヤーと違法伐採木材は取り扱わないという誓約書、協定、覚書を締結しているか？

### **6. トレーサビリティレポートの作成**

- (1) サプライヤーはトレーサビリティレポートを提出しているか？輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか？
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか？
- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用材の有効活用について情報が記載されているか？

### **7. 森林認証の取得**

- (1) 森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか？

### **8. 製紙企業によるサプライヤー及び伐採地の確認**

- (1) 製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、原料調達方針の内容が遵守されていることを確認するため、サプライヤーや伐採地域を現地調査しているか？
- (2) サプライヤーは、違法伐採が行われていないことを確認するため、伐採地域を調査しているか？
- (3) 上記調査における具体的な調査内容について書面で把握しているか？

10

## 【国産木材チップ】

### 9. 木材チップ業者との協定

- (1) 木材チップ業者と違法伐採木材は取り扱わないという誓約書、協定、覚書を締結しているか？

### 10. トレーサビリティレポートの作成

- (1) 木材チップ業者はトレーサビリティレポートを提出しているか？業者名、森林の所有形態についての情報が記載されているか？
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか？
- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用材の有効活用についての情報が記載されているか？

### 11. 団体認定の取得

- (1) 木材チップ業者が団体認定を取得している場合、トレーサビリティレポートと現地把握の代わりに、団体認定書と合法証明書を提出しているか？

### 12. 製紙企業による木材チップ業者及び伐採地の確認

- (1) 製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、原料調達方針の内容が遵守されていることを確認するため、木材チップ業者や伐採地域を調査しているか？
- (2) 上記調査における具体的な調査内容について書面で把握しているか？

11

# 製紙業界の違法伐採対策について

## 【購入パルプ】

### 13. パルプ製造企業との協定

- (1) サプライヤー（パルプ製造企業）と違法伐採木材は取り扱わないという誓約書、協定、覚書を締結しているか？

### 14. トレーサビリティレポートの作成

- (1) サプライヤー（パルプ製造企業）はトレーサビリティレポートを提出しているか？輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか？
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか？
- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用資源の有効利用についての情報が記載されているか？

### 15. 自主的取組の確認

- (1) パルプ製造企業が、日本製紙連合会の自主的な取組で違法伐採対策を実施している場合には、トレーサビリティレポートの代わりに、合法証明書を提出しているか？

## 複雑な合法性確認の事例分析について

### 【概要】（企画書より）

#### ○複雑な合法性の確認事例の分析

既存の手引き等では合法性の確認が困難な事例について、事業者が合法性確認に当たって収集すべき情報や採るべき対応について検討し、助言を行う。分析対象とすべき事例は、例えば、①外国から第三国経由で輸入される木材の合法性確認についての事例、②通常のルートとは別に、（特に小規模な伐採業者、個人から）原木市場に直接持ち込まれる合法証明のない原木、いわゆる「五条森林」以外（例えば屋敷林、寺社林等）から伐採された原木の合法性確認の事例とする。これらの事例について、事業者からの聞き取り等を行い、情報を収集し、専門委員会で検討を行い、助言を得る。

### 【分析事例（案）】

#### < 第三国経由で輸入される木材について >

・伐採国から第三国へ輸出された木材が、第三国において長期にわたって保管された後、我が国に輸出される場合の当該木材について

#### < 5 条森林以外の木材の合法性確認について >

・森林法 2 条（農地、住宅地以外の木竹が集団で生育している土地及び立木）の森林の中で、伐採届が必要とされない森林（いわゆる 5 条森林以外）から産出された木材の確認事例について検討中

※これらの事例について、第 2 回で具体的に分析いただく予定。

## 現地視察について（案）

## 【視察の目的と概要】（企画書より）

## ○合法性確認の具体的事例の視察

実際の事業者で実施されている合法性確認の先進事例、検討課題の洗い出しに資する事例等を選定し、委員による現地視察を行う。視察の結果を踏まえて、「クリーンウッド・ナビ」への掲載情報等の国が行う情報提供等に係る助言を行う。分析対象とすべき事例については、①伐採後、製材工場等に直送される原木についての合法性の確認の事例、②原木市場における合法性確認の事例とする。これらの事業者は、様々な伐採現場からの原木を扱うケースが想定されるため、第一種木材関連事業者が求められる合法性確認（デュー・デリジェンス（DD））及び情報伝達の具体的事例として他の事業者の参考となるような取組、課題の洗い出しを行い専門委員による検討を行い助言を得る。

## 【視察内容について】

○視察地域： 宮崎県内を予定

○視察先：

- ・ 素材生産：A
- ・ 原木市場：B
- ・ 製材会社：C, D（2 社）

○実施日：2023 年 10 月 24 日（火）～25 日（水）（1 泊 2 日）



（イメージ）

※第 3 回委員会（2 月予定）にて視察結果の報告予定。



# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年  
5月8日 公布

資料 6

## 1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者には**合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要**。

## 2. 法律の概要

### (1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し**、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①**原材料情報の収集、合法性の確認**、②**記録の作成・保存**、③**情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

### (2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し**、当該木材関連事業者からの求めに応じ、**伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

### (3)小売事業者の木材関連事業者への追加

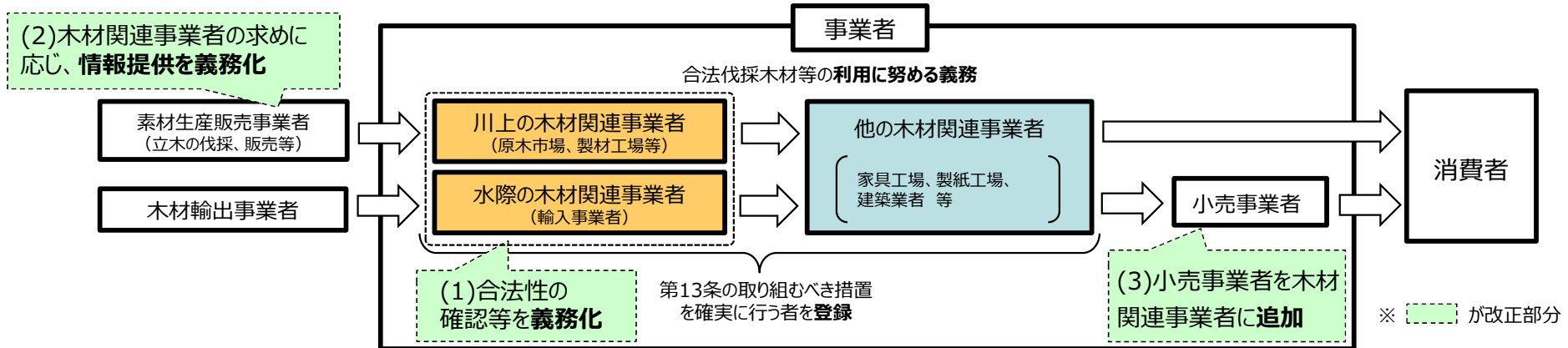
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加**し、登録を受けられるよう措置（第2条第4項）。

### (4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け**、**関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

## 3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

第1回専門委員会出席者名簿

2023年9月

(敬称略、順不同)

(氏名)	(所属・役職)
<委員>	
立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
藤掛 一郎	宮崎大学農学部森林緑地環境科 教授 (※)
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
山ノ下麻木乃	地球環境戦略研究機関 (IGES) ジョイント・プログラムディレクター (欠席)
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長
池田 直弥	日本林業経営者協会 専務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)
<オブザーバー>	
三上 善之	林野庁林政部木材利用課課長
齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課課長補佐
長谷川 渉	林野庁林政部木材利用課企画調整係長
菊地 暁	林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用企画係長
<事務局>	
安永 正治	全国木材組合連合会 常務理事
加藤 正彦	〃 企画部長
下堂 健次	〃 企画部参与
西井 由美香	FOODBOX マネージャー

(※) はオンラインで参加

## 令和5年度第1回

### 合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2023(令和5)年9月26日(火) 10:00~12:10
2. 開催場所 ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B  
※オンライン(MS-Teams)とのハイブリッド開催
3. 参加者 立花座長(オンライン参加)、池田委員、岩永委員、岡田委員、相馬委員、  
原田委員、森田委員、藤掛委員(オンライン参加)  
※オブザーバー参加 林野庁木材利用課
4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課長より挨拶があり、立花座長に座長をお願いして議事に入った。

#### 議事①令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会について

(事務局より説明)

##### 【質疑応答】

(立花座長) 全3回の委員会終了後、委員会として報告書をまとめる必要があるのか。

(事務局) 全3回の委員会と現地視察を踏まえ、最終的に検討結果について報告書を取りまとめることになっている。

#### 議事②クリーンウッド法に基づく事業者の取組への支援について

(ア. 林野庁の取組については事務局より、イ. 製紙業界の違法伐採対策については日本製紙連合会・原田委員より説明)

##### 【質疑応答(ア. 林野庁の取組について)】

(池田委員) 今後改正法の施行までの間に、国産材原木以外の他の業種の手引きも作る予定があるのか。

(林野庁) 手引きを作成すること自体は法律に規定されておらず、業種ごとに作成する必要はない。ただ、個別事業者が手引きを作成するよりも、業界団体等により業界の特性にあわせて作成した方が合理的と考えており、手引き作成のための補助事業を今年度において実施している。

(森田委員) 手引きの検討にあたっては、改正クリーンウッド法に基づく施行規則(省令)の規定内容を参照する必要があると考える。施行規則の検討状況や制定時期について、わかっている範囲でご教示いただきたい。

(林野庁) 施行規則の内容については現在検討中だが、令和7年春頃の改正法施行の直前になってしまわないよう、できる限り早くお示ししたい。また、今年度の手引き作成も含め、改正によって合法性確認の考え方自体が大きく変わることはないことに鑑み、現行の法令内容に基づいて対応いただきたい。施行令(政令)・施行規則の改正内容が確定した後に改めて手引きの内容を改正内容に合わせたものへ修正いただくことを想定している。

【質疑応答(イ、製紙業界の違法伐採対策について)】

(池田委員) 製紙業界における合法性確認の結果、違法伐採木材を実際に確認できた実績があれば教えていただきたい。

(原田委員) 合法性確認マニュアルを作成して5年程度経つが、近年において特に問題のあった事例はなかった。各メーカーは原則として認証材やFSCのコントロールウッドを使用しており、その時点で違法伐採木材を扱うリスクが大幅に緩和されているものと考えている。

(立花座長) 日本製紙連合会がこのような取組を開始した当初には、提出された必要書類の一部が欠落していたり、作成された日付が古かったりということがあったが、外部委員による監査を行う中でそのような点はかなり改善され、ほぼなくなっていると認識(日程調整の結果、ここ3~4年の監査委員会を欠席)。

注：立花座長は2007年より日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業監査委員会委員を務めている。

(相馬委員) トレーサビリティレポートにおける伐採地域の記載はどの程度の精度・単位で行われているのか。EUDR(EU森林減少フリー製品に関する規則)においては伐採地域を緯度・経度のレベルで明らかにするよう求めているため、同様の記載であれば、日本製紙連合会の取組は有用な事例であると考えている。

(原田委員) 緯度・経度のレベルまでは求めておらず、外国産材は国名及び州レベル、国産材は都道府県レベルでの記載を求めている。

(岩永委員) この取組には非常にコストが掛かっているのではないかと。団体登録の際の各社の費用負担はどのようにシェアしているのか。

(原田委員) 各社単位での細かいコスト負担は把握できていないが、トレーサビリティレポートの提出や船積みの際の確認など、いずれも既存の商取引の中においてプラスアルファで対応いただける範囲であり、大きな負担にはなっていないと考える。ただ、書類の保管や手続き自体を忘れないようにするといった、金額換算が難しいコストが掛かっている可能性はある。また、製紙事業において輸入材の取引規模は大きいいため、負担が小さくなっている面もあると考えられる。

このほか、監査のために日本製紙連合会から各企業へ赴いた際の旅費は実費としているが、そちらも過大な負担ではないと認識している。

(森田委員) 20年ほど前、チップ業界では天然林からチップ用の人工林への転換が問題となった。製紙業界においてそのようなリスクは現在も存在しているのか。

(原田委員) そのようなリスクは森林破壊・劣化として世界的に課題になっていると認識している。ただ、製紙業界における輸入材はFSCのコントロールウッドが100%であるため、森田委員のおっしゃるようなリスクは低いと捉えて運用している。

### 議事③国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について

<検討中のため非公表>

### 議事④複雑な合法性確認の事例分析について

(事務局より説明)

#### 【質疑応答】

(池田委員・原田委員) このような合法性確認が難しい事例について調査し、合法性を確認できるようにする手法を検討することについて、重要性・必要性はそれほど高くないのではないのか。特に2条森林について、実際に困っている事例は多く起こっているのか。

(林野庁) 重要性・必要性がそれほど高くないと思われる場合についても、木材資源のカスケード利用の観点から見ても、これまで確認が難しかったものについて合法性を確認する方法が具体的に示されることは重要ではないかと考えており、加えて、確かにニッチな部分ではあるが、実際に業界団体等から合法性確認の方法を検討してほしいという意見をいただいているものもある。今回そういったものの解決として事

例分析を本事業の仕様書に書き込んだところであるが、その中でもこれらの事例について全木連より提案があったところ。

(藤掛委員) 2条森林に関しては、今のところ所有者から家の庭木であることの証明を一筆もらうという対応方法が主流だが、それで合法性確認が取れていることになればよいのではないか。

また追加情報として、相当前に伐採された銘木が近年になって市場に出てくるという事例が、昨年度実施したクリーンウッド法定着実態調査において確認された。このような場合はやはり合法性の判断が難しいと思われる。

(森田委員) 第三国経由のものについてはどのように調査するか難しいのではないか。2条森林については、事例ごとにパターンが異なっていると思われるので、どのような確認方法にすべきなのかということを見据えた上で調査を行った方がよい。

また、藤掛委員のご発言にあった国産材の長期保管に関して補足すると、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおいては、ガイドライン発表以前に伐採されたものは対象としないというルールを取っていた。また、全銘連(全国銘木連合会)や全天連(全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会)においては期首在庫調査を実施しており、国内の銘木の長期保管に関しては適正な管理が行われているものと考えている。

(岩永委員) 各事例について、個別事例に対する助言を行うのではなく、長期保管や第三国といったキーワードごとに分析を行うことが必要ではないか。

(岩永委員の意見を参考に次回に向けた整理を行う)

#### **議事⑤現地視察について**

(事務局より説明)

【質疑応答】なし

#### **議事⑥報告事項**

(ア. 改正CW法については林野庁より、イ. 今後のスケジュールについては事務局より報告)

【質疑応答】なし

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上

## 第2回委員会配布資料

令和5年度 第2回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

1 日 時

2023（令和5）年12月18日（月） 15:00～17:30

2 場 所

ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-3-5 赤坂スターゲートプラザ B1 階

3 次 第

- (1) 開会
- (2) 林野庁挨拶
- (3) 議 事
  - ① 国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について
  - ② 国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について
  - ③ クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直しについて
  - ④ 現地視察について
  - ⑤ 改正クリーンウッド法に関する政令の概要について
- (4) 主催者挨拶
- (5) 閉会

令和5年度 第2回  
合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会  
資料一覧

資料番号	資料名
資料1	国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について
資料2-1	国産材原木の合法性確認に係るチェックリストの作成について (検討過程のものであるため非公表)
資料2-2	クリーンウッド法における国産材原木の合法性確認手順フロー チャート (検討過程のものであるため非公表)
資料2-3	国産材原木の合法性の確認のためのチェックリスト (検討過程 のものであるため非公表)
資料3	クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直し
資料4-1	現地視察の結果概要について
資料4-2	令和5年度 合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 現地視察概要
資料5	改正クリーンウッド法に関する政令 (原材料情報政令及び施行 期日政令) の概要
参考資料1	第2回専門委員会参加者名簿
参考資料2	リスク評価関連情報提供サイトのリスト (令和3年度「生産国 リスク情報活用に向けた調査」報告書の抜粋) (略)
参考資料3	国産材原木の合法性の確認のためのチェックリスト (前回資料) (略)
参考資料4	令和5年度第1回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委 員会 議事概要 (略)



2023 年 12 月 18 日  
専門委員会（第 2 回）配布資料

## 国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の揭示について

### 【概要】（企画書より）

○国が提供すべき国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の提示

林野庁の情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている国内外の合法性確認に関する事業者向けの情報の他に、違法伐採問題に関する情報（リスクの事例）、国内外の違法伐採対策に関連する法制度の改正・変更等の情報について、どのような内容の情報を提供すべきか等の助言を行う。

具体的には、過年度事業で作成された「リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト」（次ページの表 1）をもとに、これに追加・アップデートすべき情報等について専門委員会で検討し助言を得る。この結果を整理し、クリーンウッド・ナビに掲載することで、木材関連事業者が行う合法性確認に有益な情報源を提供することができる。

また、現在クリーンウッド・ナビに掲載されている「国別情報」で補足すべき情報、国内の違法伐採問題に関する情報等について専門委員会で情報提供、検討する。

### 【「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」の概要】

このリストは、令和 3 年度林野庁委託事業「生産国リスク情報活用に向けた調査」のなかで作成されたものである。

調達する木材等について違法伐採リスクを評価し、合法性確認（デュー・デリジェンス）を行う際には、国が提供するクリーンウッド・ナビのほか、統計情報や国際機関、NGO 等の調査結果を参照することによって効果的・効率的なリスク評価が可能になる。このため、デュー・デリジェンスの際のリスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。リストには、国内外の 10 のウェブサイトが掲載されている。

（「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」全文は参考資料を参照。）

表 1 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きのチェックリスト項目と参考となる情報提供サイト

チェックリスト	項目	確認したい事項	1 ティンバーレックス	2 森林ガバナンスと合法性	3 ソーシング・ハブ	4 FSCリスクリスク評価プラットフォーム	5 違法森林減少と関連取引リスク	6 オープン・ティンバー・ポータル	7 グローバル・フォレスト・ウォッチ	8 腐敗認識指数	9 IUCN絶滅危種レッドリスト	10 フェアウッド・パートナーズ
2	2(1)	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	2(5)	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							
	4(1)a	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	4(1)b	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	4(2)	伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
	5(3)a	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	5(3)b	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	5(6)	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
3	3(1)	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	3(2)	伐採地の衛星データ						○	○			

【リストに掲載されたサイトの概要について】（報告書より抜粋）

1) ティンバーレックス (TimberLex)

【情報サイトの概要】

ティンバーレックスは国際食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO) が運営するデータベースサイトで、日本政府（農林水産省）の資金拠出によって作成されたものです。世界 50 か国の森林経営、木材生産、貿易に関する法律や政策、国際条約を含む包括的な国別の法令情報が参照できます。

【掲載されている情報の概要】

主要な木材貿易国の法令の概要は、FAO が策定した木材の合法性に関する指針となる法的要素 (Guiding Legal Elements : GLEs) に基づいて構成されており、木材流通の各段階を把握するための 4 項目に分類されています：(1) 土地所有権と森林経営、(2) 木材の伐採活動、(3) 加工・輸送・貿易、(4) 税金と手数料。GLEs は木材の合法性に関する各分野の法的文書の一覧として、各国の適用法令の概要と関連する国内法の抜粋、または原文を提供しています。また、GLEs を検索項目として使用することで、異なる国の法令を比較することも可能です。

2) 森林ガバナンスと合法性 (Forest Governance and Legality)

【情報サイトの概要】

英国王立国際問題研究所 (チャタムハウス) が運営している情報サイトで、2000 年代から運営されていた違法伐採関連の総合情報ポータルサイト「IllegalLogging.info」の後継サイトです。チャタムハウスは 1920 年に設立された独立系民間シンクタンクであり、国際問題に関する研究の組織、情報の交換などを主目的に幅広い活動を続けています<sup>1</sup>。

【掲載されている情報の概要】

木材の生産国 (伐採国)、消費国に関する 19 か国の国別情報ページがあり、チャタムハウス独自の調査手法に基づく各国の森林政策・ガバナンス (法的・制度的枠組、法執行) の評価や森林資源の減少状況、木材・木材製品の合法・違法輸出に関するリスク評価が掲載されています。一部の国については、丸太、製材、単板、合板など品目ごとのリスク評価も示されています。

---

1

<https://kotobank.jp/word/%E7%8E%8B%E7%AB%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%95%8F%E9%A1%8C%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80-38926>

### 3) ソーシング・ハブ (Sourcing Hub)

#### 【情報サイトの概要】

森林減少の主要因とされる木材、牛肉、大豆、パーム油といった商品作物に関する包括的なリスク情報を紹介するサイトです。EUTRにおける監視団体 (Monitoring Organization) の一つで認証機関でもある Preferred by Nature (前 NEPCo、以下「PbN」という。)が運営しています。

#### 【掲載されている情報の概要】

PbNは木材に関して67か国を対象にEUTRの適用法令やデュー・デリジェンスの基準に基づいた独自の手法により、木材合法性リスクアセスメント (Timber Legality Risk Assessment) を実施しています。その結果概要が国別ページに整理されています。リスクは定量的に評価されており、また確認されたリスクに関して当該国の状況を踏まえた緩和措置も提供しています。

### 4) FSC リスク評価プラットフォーム (FSC Risk Assessment Platform)

#### 【情報サイトの概要】

国際的な森林認証制度の一つ、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) が提供しているリスク評価に関する情報プラットフォームです。FSC 認証制度の規格の一つ「FSC 管理木材の調達に関する要求事項 (FSC-STD-40-005)」を適用する際に参照するサイトとして設けられ、リスク評価書に含まれるリスクの説明と対応についての要約を見ることができます。リスク評価書はFSC ドキュメントセンターから入手できます。これらの世界60か国のリスク評価情報は、同認証取得の有無にかかわらず各国のリスク情報の確認に活用可能です。

#### 【掲載されている情報の概要】

FSCでは、取扱いを許容できない供給源として、管理木材カテゴリーと呼ばれる以下の5基準33指標が設けられており、サイトには、各国における各指標に関するリスク評価結果が掲載されています。

- 1) 違法に伐採された木材
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害して伐採された木材
- 3) 管理活動により高い保護価値(High Conservation Value : HCV)が脅かされている森林からの木材
- 4) 人工林または森林以外の土地利用に転換されている森林からの木材
- 5) 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材

5) 違法森林減少と関連取引リスク (Illegal Deforestation and Associated Trade (IDAT) Risk)

【情報サイトの概要】

米国に拠点を置く NGO フォレスト・トレンド (Forest Trends) が運営するサイトです。フォレスト・トレンドの活動分野は森林、気候、地域コミュニティ、水、生物多様性、投資、農業など多岐に渡りますが、違法伐採関連では、EU と中国との自主的二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement : VPA) に関する対話に関与するなど、各国政府との連携した政策形成にも寄与しています。

違法な森林減少及び関連する取引について、木材・木材製品のみならず、森林減少リスクを伴う農産物を対象にして、国ごとにまとめられたリスク情報、211 の国・地域を対象とした違法伐採と関連取引リスクデータツール、及び調査報告書等を提供しています。

【掲載されている情報の概要】

木材・木材製品を調達する際の、国別のリスク評価の初期段階を円滑にするために設計されたツールとして、以下の 3 つが提供されています。21 か国の木材の合法性に関する国別サマリーが提供されており、合法性に関するリスク、リスクの高い製品・樹種、輸出製品や貿易相手国の統計情報、解説などの項目でまとめられています。次に、世界の違法伐採と関連取引データツール (Illegal Logging and Associated Trade (ILAT) Risk Data Tool) では、211 の国・地域の木材取引データと主要なリスク指標に基づき、サプライチェーンに違法木材が入り込むリスクを確認できます。また、各国に関するフォレスト・トレンドの調査報告や森林セクターおよび違法森林減少に関するメディア情報等が紹介されています。

6) オープン・ティンバー・ポータル (Open Timber Portal)

【情報サイトの概要】

国際的なシンクタンク機関の 世界資源研究所 (World Resource Institute : WRI) が運営するサイトです。カメルーン共和国 (Republic of Cameroon)、中央アフリカ共和国 (Central African Republic : CAR)、コンゴ共和国 (Republic of Congo)、コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo : DRC)、ガボンのアフリカ 5 か国に関する情報を提供しています。 日本語のページも提供されています。

【掲載されている情報の概要】

対象 5 か国の政府、森林経営・木材生産事業者、NGO、第三者森林監査機関がそれぞれ提供するデータが掲載されています。

7) グローバル・フォレスト・ウォッチ (Global Forest Watch)

【情報サイトの概要】

WRI が運営する世界の森林伐採状況や様々な土地利用情報のオンラインプラットフォームです。

**【掲載されている情報の概要】**

全世界の森林の2000年以降の森林減少、増加、森林火災など森林の変化について衛星データ等を活用した地理情報システム(GIS)に基づく分析結果を公表しています。また FOREST CHANGE (森林変化)、LAND COVER (土地被覆)、LAND USE (土地利用)、BIODIVERSITY (生物多様性)などのカテゴリーごとに複数のレイヤーが用意されており、森林の推移・変化を複合的に分析することができます。

8) 腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)

**【情報サイトの概要】**

国際NGO トランスペアレンシーインターナショナル (Transparency International) が運営・提供する情報サイトです。腐敗認識指数 (CPI) は、欧州委員会の EUTR に関するガイドンス文書<sup>2</sup>や、オーストラリア政府の木材輸入事業者に対する情報提供ページにおいてリスク評価のための有益な指標として示されており、ドイツやオーストラリアの業界団体のデュー・デリジェンスマニュアル等でも活用されています<sup>3</sup>。

**【掲載されている情報の概要】**

世界180か国・地域の公共部門の腐敗度合いについて、国際機関などが定期的に公表している13種類のデータに基づき評価しています。例えば、World Bank Country Policy and Institutional Assessment (世界銀行の国別政策・制度評価)、World Economic Forum Executive Opinion Survey (世界経済フォーラム経営者意識調査)、IMD World Competitiveness Center World Competitiveness Yearbook Executive Opinion Survey (IMD世界競争力センター世界競争力年鑑経営者意見調査)などを指標として活用しており、各評価手法や参照データも公表されています。評価結果 (CPI スコア) は0 (非常に腐敗している) から100 (非常にクリーン) の範囲で示されています。

---

<sup>2</sup> [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C\(2016\)755\\_0/de00000000356129?rendition=false](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C(2016)755_0/de00000000356129?rendition=false)

<sup>3</sup> 平成30年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 追加的措置の先進事例収集事業報告書< <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>>

令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告書オーストラリア<[https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas\\_7.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_7.pdf)>

CPI スコアは、その国における違法伐採の有無を直接的に示しているわけではありませんが、合法性証明書や伐採許可証等、政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性を推し量ることに活用できます。

#### 9) IUCN 絶滅危惧種レッドリスト (Red List of Threatened Species)

##### 【情報サイトの概要】

国際 NGO 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources : IUCN) が運営・提供する情報サイトです。

##### 【掲載されている情報の概要】

木材の樹種を含む 41,000 種を超える動植物等に関して絶滅危惧の有無について評価結果を紹介しています。そのほか、当該種の分布域や資源量の増減傾向、生態、脅威、用途・流通などに関する情報も記載されています。

#### 10) フェアウッド・パートナーズ

##### 【情報サイトの概要と掲載されている情報の概要】

国際環境 NGO FoE Japan と地球・人間環境フォーラムが共同で運営するフェアウッド・パートナーズが提供する情報サイトです。「森林の見える木材ガイド」では、既存の樹種特性情報に独自の環境視点の指標を加え、樹種ごとにレーダーチャートで評価結果を紹介しています。

「クリーンウッド法に対応する木材デュー・デリジェンスのための実践情報」では、合法性確認のための木材デュー・デリジェンスのステップである「情報収集」、「リスク評価」、「リスク緩和措置」の 3 つを紹介しています。また国別リスク情報では、中国、マレーシア・サラワク州、ルーマニア、ベトナム、インドネシアといったリスクが高いとされる生産国、かつ日本市場とのつながりの深い生産国を取り上げ、伐採に関する概要を紹介しています。

「令和5年度木材需要の創出・輸出強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供に係る企画書」

## 事業実施内容



### 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

### 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

新設

(一社) 全国林業改良普及協会

「令和5年度木材需要の創出・輸出強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供に係る企画書」

## 事業実施内容

### 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

### 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

#### 合法伐採木材等に関する情報：調査事業の成果等

##### 令和5（2023）年度に実施した調査

- ① 専門委員会の設置・運営（実施中）  
クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会を設置しました。

##### 第1回専門委員会（令和5年9月26日開催）

- 配布資料(PDF: 6,706KB)
- 参考1 専門委員会名簿(PDF: 99KB)
- 参考2 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き(PDF: 4,552KB)
- 議事概要(PDF: 246KB)

##### 令和4（2022）年度に実施した調査

(一社) 全国林業改良普及協会



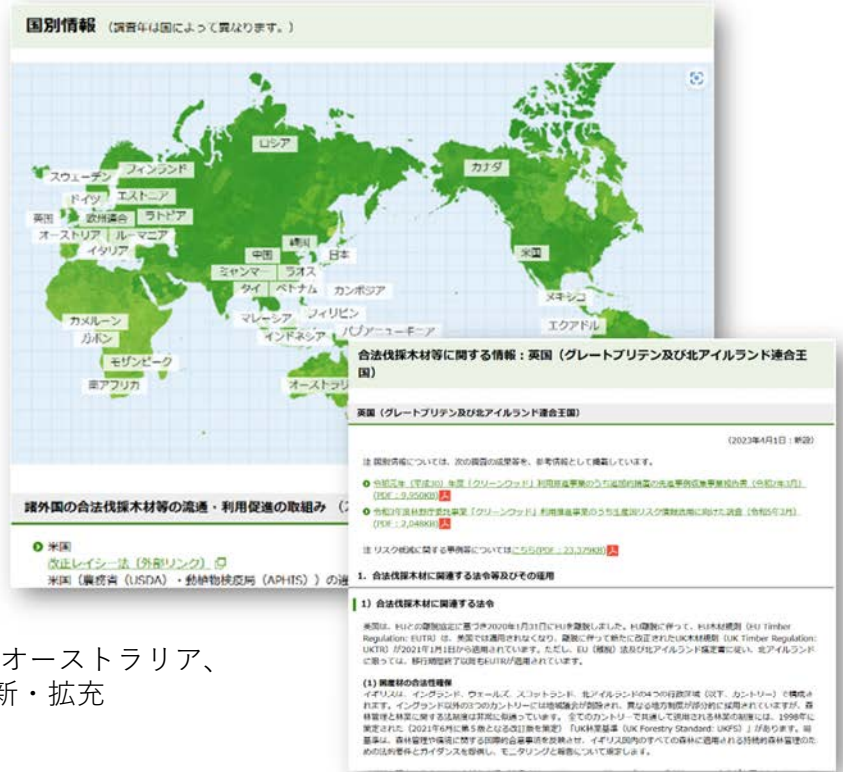
## 事業実施内容

### 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

### 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設



EU、ドイツ、イギリス、アメリカ、オーストラリア、オーストラリア、カナダの7カ国の更新・拡充

(一社) 全国林業改良普及協会

## 事業実施内容

### 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

新設

- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成

合法性の確認方法、手順、事例などのナビゲーション



改善前



改善後

(一社) 全国林業改良普及協会

## 事業実施内容

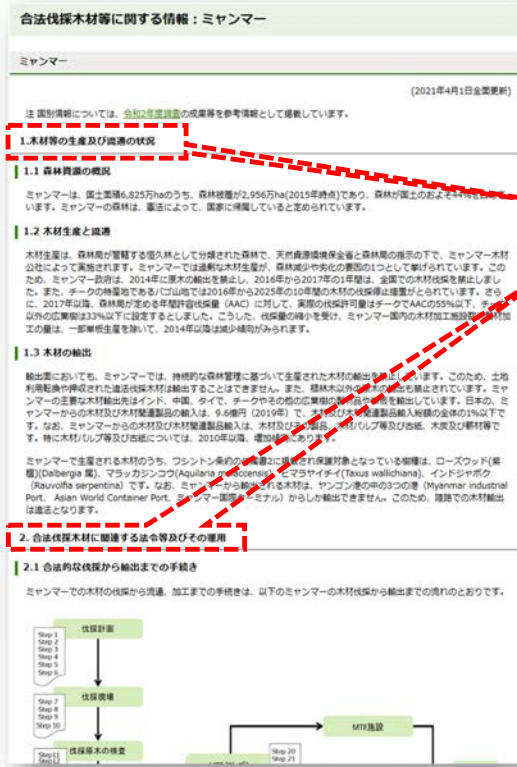
### 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

### 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

現時点、検討中



既存の国別情報の各ページにおいて、統一した項目名で再構成を行う。

表示させる項目(案)

- ・木材等の生産及び流通の状況
- ・合法伐採木材に関連する法令等及びその運用
- ・リスク低減の取組
- ・その他木材等の適正な流通の確保に関する情報
- ・合法性の確認に活用できる書類の事例
- ・関係行政機関
- ・委託・補助事業の成果

(一社) 全国林業改良普及協会

## 事業実施内容

### 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

### 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設



(一社) 全国林業改良普及協会

## 事業実施内容

### II 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

### III 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設



## 改善前



## 改善後



(一社) 全国林業改良普及協会

2023 年 12 月 18 日  
専門委員会（第 2 回）配布資料

## 現地視察の結果概要について

### 【視察の目的と概要】

#### ○合法性確認の具体的事例の視察

下記の実施概要に示すとおり、専門委員（4 名）の参加を得て宮崎県内で現地視察を行った。視察先では、①伐採後、製材工場等に直送される原木についての合法性の確認の事例、②原木市場における合法性確認の事例について先方との意見交換を実施した。視察の結果に基づき、第一種木材関連事業者が求められる合法性確認（デュー・デリジェンス（DD））及び情報伝達の具体的事例として他の事業者の参考となるような取組、課題の洗い出しを行うこととする。

### 【視察内容について】

#### ○視察先：

- ・素材生産：A
- ・原木市場：B
- ・製材会社：C, D（2 社）

○実施日：2023 年 10 月 24 日（火）～25 日（水）（1 泊 2 日）

○参加委員（敬称略、順不同）：藤掛、岩永、池田、森田（4 名）、林野庁から 2 名、事務局（3 名）が同行

○現地視察結果の概要（資料 4—2 のとおり）

## 令和 5 年度 合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

## 現地視察概要

1. 視察日時 2023(令和 5)年 10 月 24 日(火)・25(水)
2. 視察場所 宮崎県
  - ① A
  - ② B
  - ③ C
  - ④ D
3. 参加者 池田委員、岩永委員、藤掛委員、森田委員  
＜事務局＞ 全国木材組合連合会 安永、下堂、FOODBOX 株式会社 西井  
＜オブザーバー参加＞ 林野庁木材利用課 長谷川、菊地
4. 視察内容詳細

## ①A（製材会社）

訪問日時：10/24（火）14:00-15:00

## 【合法性確認について】

- 直納の場合の合法性確認について
  - 取引の最初に出荷をしたい事業者に対してガイドラインの認定事業者であることを確認
  - 伐採現場が変わるごとに適合通知書・伐採造林届を FAX してもらい、A にて保管
    - ◆ 実際に原木が出荷されてくる前に書類をもらうようにしている
  - 確認は全ての工場に統一しており、本社においてまとめて管理している
  - 取引先 18 社は、全て認定事業者で合法性について確認しており、信用できる業者である
    - ◆ 一つの伐採現場と他の伐採現場間のすみわけをしっかりとっており、運び込みの際に、異なる伐採現場の材が混入することは想定されない
  - 素材生産業者から適合通知書が提出されないということはなく、むしろ次の伐採現場に移る際に前もって送付してくれることすらある
- 入荷時の確認方法

- 山側で綺麗に仕分けされたものについては、野帳（＝トラックにどの程度の大きさの木材を何本積んでいるかということに記載した書類）が添付されており、その内容を確認している
  - ◆ 野帳は各事業者の様式に任せており、合法木材である旨を明記している業者もあればそうでないところもある
- 検収後は基本的に野帳（複写になっていることが多い）に受領印を押す
- 請求書が上がってきたら最終的に照合して確認する
- 適合通知書に記載されている面積とそこからの出材量のチェック
  - 厳密な計算はしていないが、面積が何 ha でそのうち A 向けがどれぐらいということとは聞き取っているので、ざっくり量を確認するイメージ
- 素材生産業者との契約について
  - 素材生産業者側と毎月価格を協議して協定書を作成し、契約している
    - ◆ 価格は市況を加味して毎月設定
  - 出荷量は伐採現場の状況によっても変動するため、数量的な協定は結んでいない
- 市場入荷の場合の合法性確認について
  - 市場から受け取る伝票に合法木材である旨が記載されている
    - ◆ 以前は一部書かれていないものもあったが、最近書式が変わったため、全て記載を確認できている
    - ◆ 記載内容：「原木は合法的に伐採された木材のみ対象としています。」
  - 市場から出荷者に対して適合通知書を提出させているという認識であるため、A 側で適合通知書を確認するといったことはしていない
  - 市場に出ている木材について、合法確認ができていないものは見たことがない
- 市場における分別状況について
  - 同じ素材生産業者のものだけの揃、異なる伐採現場や素材生産業者のものを混ぜた揃の両方があるが、後者の方が多い
- 伐採造林届が存在しない材の受け入れについて
  - 庭木等の伐採造林届が存在しないような支障木を受け入れたことはない
  - A 材・B 材の規格に当てはまらないものは受け入れられないと素材生産業者に伝えているため、外山木材に出荷されるのは製材用のみとなっている
  - 出荷前に素材生産業者側で細かく仕分けしてもらい、A 材・B 材・柱用などと仕分けされたものが工場に直送される
- 製品販売時の合法証明の添付について
  - 納品書（明細書）には全て合法性が確認できたことを記載している

- 証明書や認定書については、相手方から求められた場合に発行する
  - ◆ これまで、県産材であることの証明書以外を求められたことはない
- 以前、中規模非住宅を建築する事業者向けの JAS 構造材の補助事業があり、合法伐採木材を使用することが要件の一つとなっていたが、建築事業者から合法伐採木材の証明書を出してほしいといった要望が出てきたことがあるか
  - そのような証明書を出してほしいといった問い合わせはあまりなかった
- 材の伐採箇所をさかのぼることは可能か（工場内での管理方法）
  - 直近で製材して出荷したものならある程度把握できるが、KD材など通常は3-4カ月・長いものだと半年以上保管するため、難しい
  - 県産材証明を要求されている材については、分別管理をしている
  - 最初から伐採現場側の把握が必要とわかっていれば対応可能
    - ◆ ただし、それを全ての材について義務付けられると対応できない
  - 取扱量が少量であれば出荷先も少量なので追えるかもしれないが、数十社の原木を取り扱っているため、どこの業者のどこの伐採現場から出てきた原木か、ということまで完璧に追えるようにすることは難しい
    - ◆ 業者ごとに置き場を分けることにすると土地のスペースが問題となる
    - ◆ 現在取り扱っている材は全て合法確認が取れているものであるため、そこまで仕分ける必要はないと考えている
- 合法性確認の書類について
  - 伐採造林届・適合通知書、森林経営計画書のコピー、保安林の場合は伐採許可書、国有林の場合は売買契約書となっており、基本的にそれ以外の種類はない
- 適合通知書の記載内容について
  - 伐採造林届であれば伐採者名と森林所有者名が記載されているが、適合通知書は申請者に対してのみ発行するものかつ市町村によって様式が変わるため、森林所有者名の記載はないことが多い
- 合法性確認書類の保存について
  - 基本的には5年間倉庫に保存している
  - かなりの量であり、電子化できていない。他の書類の保存も問題となっている
- クリーンウッド法の木材関連事業者登録について
  - 現在登録はしておらず、取引先からの要望や法令による強制力がない限りは登録しない考え
    - ◆ 改正クリーンウッド法が施行されるまでには登録したいと考えているが、今お金と時間をかけて急いで取るほどではないと判断している

- ◆ 法令により義務化された方が取る理由付けになる
- ◆ 万博関連で事業者登録に関する問い合わせが来ることもあり、そのような観点からは早めに登録した方が良いのではという考えもある
- 市内の製材業者の中には登録を取っているところもある
- 取引先の事業者について、合法性確認が取れるかどうか怪しい・盗伐疑惑等があるのではということ由市町村や周りの業者に聞くようなことはあるか
  - 新規で取引を開始する際や何か問題が発生したときは、同業者や市場関係者から情報収集することはある
  - 小さい地域であるため、社名を聞いたら怪しいところはすぐにわかる
    - ◆ 今のところそのような事業者から取引依頼が来たことはない
  - 既存の取引先は関係性ができており、取引実績を見た上で今に至っているのではそのような情報収集をすることはない

#### 【その他】

- 宮崎県内で伐採したまま再造林されていない山が増えている実感はあるか
  - 山道の奥の状況までは正直わからない
  - 宮崎方面に抜けていく道路沿いは造林されていない印象を受ける
- 再造林に向けた社としての支援方針はあるか
  - 可能な限り高く買うことで山側に還元する
  - 伐採現場でチェックまではできていないが、最近はきちんと再造林されている印象



## ②B（森林組合）

訪問日時：10/24（火）15:30-16:30

### 【合法性確認について】

- 市場出荷時の合法性証明について
  - 適合通知書と経営計画書を市場に提出する
  - 伐採現場が変わるタイミング・出荷する前のタイミングで書類を提出する
  - 伐採する木材のほとんどが経営計画に記載があるものであり、基本的には経営計画を提出することになっている
- 経営計画に基づかない伐採について
  - 天然更新である場合は適合通知書の提出のみで対応
  - 屋敷林や地目が畑である場合は以下のとおり
    - ◆ 一般木質バイオマス証明というものを組合独自で活用しており、自身の所有樹木であることについて証明するため、当該証明書に所有者から印鑑を押してもらうようにしている。市場との間でそのような独自の活用でOKとなっている（後述）
      - 4-5年前に宮崎県の木材市場連盟において、市場出荷するものには全て合法証明を添付するという流れになったが、添付するものがない材のために様式を活用した
      - ◆ 「一般木質バイオマス証明」という名称であるが、バイオマス用の木材かどうかにかかわらず証明書として使用している
        - 屋敷林は製品にならないものがほとんどであり、バイオマス利用されるものが多いためこのような名称になったのではないかと
      - ◆ 事前にどのくらいの金額で買い取られるかが見えることもあり、所有者に対して証明書への押印をお願いしても嫌がられるようなことはない
      - ◆ 発行件数は年間10-15件程度
    - 市場側から追加で合法性に関する文書を要求されることは特になし
    - 風倒木などで緊急伐採する場合はこれまで特になかった
- 合法確認書類の保存について
  - 経営計画・適合通知書は7年間保存
  - 仮に市場からもう一度この材が合法かどうかを確認してほしいと依頼が来た場合
    - ◆ 伐採現場ごとにファイリングし、1件1件分けて保存しているため、後からたどることは可能

- 合法性を証明する立場としての課題点・問題点など
  - 今のやり方に慣れているので、特に大きい問題はない
  - 伐採造林届の添付書類が増えたので負担になっている
    - ◆ 例えば隣の町では伐採造林届に印鑑証明書を添付することになったため、所有者の負担が増えている
    - ◆ ある程度厳しさは必要だが、所有者の負担になっても困るという印象

#### 【その他】

- 立木の購入について
  - 購入に当たっての森林所有者との契約書の内容は立木についてだけのものになる
  - ひむかエリアなど伐採後の契約更新まで含めて作っている地域もあるが、このエリアでは作っていない
- 伐採造林届・適合通知書の運用について
  - 伐採造林届を市役所に提出した後、適合通知書が出るまでの間に市役所の担当者が伐採現場を確認しに来ることはない
  - 通常、伐採造林届を提出してから適合通知書が届くまで1カ月くらいかかる
    - ◆ その間に内容についての質問が来ることはない。書類の不備について指摘される程度
  - 市内では伐採造林届の年間提出件数が600-700件程度であり、市役所が伐採現場を確認するのは現実的ではない
  - 適切に伐採造林届を出していれば、適合通知書が発行されないということはない
- 市場における原木の選別について
  - 組合から市場への出荷の際、違う伐採現場の材が混ざることはない
  - 市場で販売される際、原則として組合から出荷された原木が一つの桧（はい）となって売られる
  - 混合の桧で販売されることもあるが、その中でどの原木がBからのものなのかは市場において把握している
- 伐採パトロールについて
  - 月1回、県・市・組合の3者合同で抜き打ち実施。素生協や警察は参加しない
  - 現在提出されている伐採造林届を確認してその中からパトロール対象を選ぶ
  - 看板を立てているか、林道を作った時の水切りをきちんと作っているかなどを確認
  - 抜き打ちのため、パトロール時に伐採現場が休み or 既に伐採が終わってしまっていることもある

- 一定程度の効果はあると考えられる
- 近年誤伐や盗伐は減ってきている
  - ◆ 山を買う時点で境界確認を実施している
  - ◆ GPSも精度が良いものができてきて確認可能になっている
- 素材生産量は増えていく方向か
  - 市内ではこれまでかなりの山が伐採されてきており、伐採可能な山が減少していることから都城において増える余地はあまりない
  - 伐採事業者は鹿児島県の山に移動している
  - 伐採造林届の件数も減少傾向にある
  - 一部、奥地などのトラックが入っていないところや境界の国土調査が終わっていないところがまだ伐られずに残っている
  - 計画量は増やせないが、現在の量を維持はしていきたい
- 森林所有者が不在である例はかなり多い
  - 登記情報を調べて所有者宛てに文書を出すなど、所有者を探す手間がかかる
  - 文書に対する返答がなければ、伐採することはできない
  - 返答がないことの方が多い

### ③C（原木市場）

訪問日時：10/25（水）9:00-10:00

#### 【合法性証明について】

- 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定審査委員会の設置
  - 宮崎県森連・宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会・宮崎県木材協同組合連合会の3団体合同で、ガイドラインに基づく事業者認定を行っている
  - 林野庁の行動実施規範に基づいて設立し、合法性の認定を事業体に対し行っている
  - 2カ月に1回審査を実施。必要な資料を提出してもらい、事業者の認定可否を審議し交付書を発行するという流れ
  - 県森連は組合員を、県素連は素材生産業者を、県木連はそれ以外を認定する分担
  - 現在は700事業者が認定事業体となっている
- 合法性証明の実施方法について
  - 合法性証明の事業者認定を受けているかどうかを第一に確認
    - ◆ 事前に電話や対面で取引の相談があることがほとんどであり、その際に認定を受けているかどうかをインターネット上で確認する
    - ◆ 認定を受けていない場合は取得するよう案内する
    - ◆ 認定を受けない場合は受け入れないこととしている
  - 受け入れに当たっては伐採現場ごとに適合通知書を事前にFAXでいただく or 入荷の際にドライバーが直接持ってくるなど
    - ◆ 伐採現場が変わるごとに伐採造林届の適合通知書を提出してもらう
  - 適合通知書を提出してもらうことがほとんどだが、その他は森林経営計画の認定書、一般木質バイオマス証明書、工事契約書等を元に合法性を確認
    - ◆ 事業者名、書類の日付、伐採樹種・面積、伐採期間を確認し、おかしいところがないかチェックしてから受領する。特に伐採期間には留意して確認する
    - ◆ 工事支障木は、請書等による契約状況を確認する
  - 庭木などの場合は、一般木質バイオマス証明に加えて個人証明（地目が山林のもの以外は市町村の証明や個人証明、所有者が印鑑を押しているもの）をもらう
    - ◆ 当センターはトラックスケールがないためバイオマス材としての受け入れはない
      - 32円/kWhのバイオマスの証明はもらっておらず、基本的には24円/kWhの一般木質証明のみ
      - 24円/kWhの証明を元に県森連から発電所等に納める

- 庭木などは基本的に燃料材に活用されることが多いため、本証明書を活用している
  - 証明書がどうしてもないというものはあまりない
    - ◆ 他の市場から転売されてくるケースはたしかにあるが、基本的に事業者認定をとっている方からの出荷なので証明はもらってない
    - ◆ 何も証明がないものは基本的には受け入れないという考えで対応
- 書類保管方法について
  - 適合通知書と明細は別々で保管
  - 3-5年間保管しているため、伐採現場名を見れば多少時間はかかると思うが突き合せは可能
- 購入者への合法性証明について
  - 今までは購入者から証明を希望された場合のみ、合法性が確認された旨を請求書に記載して送付していた
  - インボイス対応で請求書の様式を変える必要があったため、その際に全て合法性が確認された木材である旨請求書の様式に記載した
- 合法性の確認のためのチェックリストについて
  - 現状として、一つの伐採現場が終わるごとに一々チェックを行っていないため、このようなチェックリストで整理することは手間が増えることにつながる
    - ◆ 素材生産業者側にチェックしてもらうことは難しいと思われる
  - チェックする体制が既にできているのに毎回作成するのは現実的ではない
    - ◆ 年に1回ぐらいでチェックを行うといったやり方がいいのではないか

#### 【デジタル化の取組について】

- 伐採場所の確認や市場の受け入れの効率化を図るため、林野庁・宮崎県のスマート林業実践対策事業に3カ年取り組んできたが、より伐採現場実態に合わせた内容にするため、新たに今年度から3カ年、宮崎県とともに事業を行っている
- 具体的には、原木管理クラウドを作成し、紙ベースで処理をしていることをデジタル処理できる仕組みを構築していく
  - 現状、荷受け時に適合通知書を元にデータを手入力しているが、QRコードを用いて簡略化する仕組み
  - 伐採現場にてQRコードを読み取ってもらうと、場所の位置情報などが含まれた新たなQRコードが作成される。そのQRコードを市場側の事務所で読み込むと原木管理クラウドに自動でデータが読み込まれる

- 市場において選別機を通ったデータも蓄積され、1日何台・どの伐採現場から来たかというデータが山側にもフィードバックされる
- 同じ伐採現場から複数のセンターに出荷される場合において、数量合計が合わない場合はエラー通知が出るようにする
- 全ての関係者が使いやすいシステムとなるよう、以下の内容にも対応できるようにする考え
  - 適合通知書をスキャンして、これまで紙で管理していたものをクラウド上で管理できるようにする
  - 入札終了後に市場が素材生産業者宛てに発行する精算書をデータ送付に切り替える
    - ◆ 素材生産業者側では精算書を元にデータ入力・分析して伐採現場ごとの収支を算出しているため、精算書をデータで送付することでその手間を省くことができる
  - 製材所への請求書をデータ送付に切り替える
  - クラウド上でどのセンターに何の径級の材が残っているかの聞き取りを行ったり、在庫証明などをデータ送付に切り替えたりできるようにする
  - 市町村側もクラウド上の内容を確認できるようにする
    - ◆ 将来的には伐採造林届も電子化され、役所に行かずともクラウド上で発行できるような構想を考えている
- あくまでも流通部分での取組であるため、森林所有者まで含めた取組とはしていない
  - 将来的には森林経営計画の効率化の取組とも連携したい

#### 【認定審査委員会による事業者認定について】

- 認定事業者がどの程度の量を出荷しているかというデータは取っているか
  - 全森連から年1回求められる実績報告に合わせ、春先に前年度1年間でどれぐらいの出荷をしたかアンケートを取り、実績報告を義務付けている
  - 報告をしない場合は認定取り消しを行う。実績0と回答する事業者もいる
- 認定料
  - 3年間で1万円（小規模の事業者が多いため）
  - 県木連・県素連は5万円
- 認定事業者以外が市場へ出荷したいとなった場合の対応
  - 事業者認定の仕組みを伝え、認定を取得するよう依頼。取得できるまでは出荷を受け入れない
  - 市場での取扱は認定事業者のみと決めている

- ◆ 認定を取得できるまでの間の材の扱いは不明だが、自身の山に一時保管しているのではないか
- 認定審査件数
  - 2ヵ月に1度上記委員会を開催しており、直近の委員会では申請があった7社の審査を行っており、コンスタントに申請がある
  - 申請者は一人親方の事業体が多い
- 認定に当たっての情報収集の仕方
  - 森林組合から聞き取りを行う。県素連は素材生産業者に訪問して調査票に基づいて聞き取り調査を行っている
  - 認定不可となることはほぼない。調査した結果を審査委員会時に情報共有する
- 認定取り消しの基準
  - 林野庁のガイドラインに基づいて判断
  - 仮に盗伐で起訴されて有罪となれば取消になる
  - 認定は素材生産業者にとって重要なものなので、訴訟リスクを踏まえると噂程度で認定を取り消す等は難しく、慎重に対応する必要がある
- 出荷事業者に対して追加で現地調査などを行うことはあまりなく、紙の資料ベースで信用している状況

#### 【伐採造林届について】

- 今年の4月から隣接所有者の確認を求められることになっているが、伐採現場で混乱・問題は起きているか
  - 隣接所有者の確認に加え、自治会会長の許可など書類を多く求められる状態になっている
  - 隣接者が不在・不明の場合、高齢で山に登れない場合はどうすればいいかという話が出ている
  - 届出が受理されにくくなって伐採しにくくなった、1ヵ月間伐ることができないなど都合が悪いという話は聞く
  - 広域森林組合において市町村からの委託を受け、伐採造林届が出た後に一緒に現地に行き境界確認をしていると聞いている

#### 【その他】

- インボイス登録をしていない人の対応はどうしているか

- 免税事業者に対しては消費税 10%のうちの 2 割控除ができないので、元々の手数料 6%に控除できない分の 2%を上乗せし、8%として全量買い取りを行っている
- 県内はほぼ同じような対応
- システムの対応が追いついておらず 11 月から運用開始予定。それまでの間は県森連にて負担する
- 素材生産業者まで全ての関係者に合法性確認をやってもらうのは現実的ではない
  - バイオマス関係の証明については、必要事項を県森連で書いて印鑑が押してない書類を作って素材生産業者に送付し、印鑑のみ押して戻してもらっている状態
- 改正により素材生産業者まで対象になるとなったときに、今までのガイドラインと改正後のクリーンウッド法の内容がどう整理されるのか疑問に思っている



#### ④D（製材会社）

訪問日時：10/25（水）10:30-11:30

##### 【合法性確認について】

- 合法性の確認方法
  - 素材生産業者からは原則として伐採造林届を提出してもらっている
  - 伐採現場まで確認は行っていない
  - 市場からの材は、合法木材である旨の記載が入っているのでそれを信用するのみ
    - ◆ 合法木材の証明はハウスメーカーから求められたときのみ提出
- 自社における合法性確認について
  - 自社で生産した材を他の製材工場に持って行くことはない
  - 同じグループ会社間で適合通知書を確認しあうことはしていない
- 伐採造林届の扱い
  - 伐採現場が変わるたびに伐採造林届を提出してもらう
    - ◆ 伐採現場が変われば自主的に出してくれる事業者が多い
  - バイオマス関連は事業者認定をもらっている
  - 伐採造林届の伐採現場まで行って確認することまではしていない
  - 電話一本で伐採造林届を出すよう依頼すればすぐに対応してくれる業者が多く、確認の負担はそこまで大きくない
- 伐採造林届が出てこないものはあるか
  - ほぼ決まった素材生産業者なので、そのようなことはない
    - ◆ 伐採造林届がない・事業者認定を持っていないような怪しい事業者とは取引していない
  - C材に関しては庭木などが含まれる。そのようなものは確認せずに受け入れているものもある
- 書類の保管について
  - 受領した伐採造林届のコピーなどは台帳に保管している
- 後からどの丸太がどの伐採現場から出てきたかといった情報を追いかけることができるか
  - 土場に入ってきた時点で異なる伐採現場の材が混ざってしまうので、丸太を区別して追跡することはできない
  - 受け入れている材は全て合法なので区別せずとも問題ない

- 本来なら全てトレーサビリティの取組をすべきだろうが、マーケットにおいてそこまで求められていない
  - 製材品・プレカット後の出荷において合法性証明を出すことはあるか
    - 相手先から求められたら証明をつける
    - 全てにおいて当社が自主的に添付することはしていない
    - 今後そのようなことが義務化された場合は対応を変更する
  - 自社から B 材を他の製材工場に販売する際、合法性証明を添付しているか
    - 先方から求められれば添付することになっている
    - どこの山から伐って出た木かと聞かれるとわからない
    - 県産材証明は求められることがある
      - ◆ 購入量に対して出荷量を超えていなければ県産材として証明を出す
  - 取引先について、県木連のガイドラインの認定事業者かどうか確認しているか
    - 業者の素性がはっきりわかっているので、一々確認はしていないが把握できている
    - 仕入れ先はひむか維新の会のメンバー、ひなたのメンバー、県素連所属がほとんど
  - 新しい事業者との取引について
    - 認定事業者ではない場合は取引をお断りすることになっている
  - 合法性確認における課題・問題
    - マーケット側が合法性確認された材を求めていくべき。合法木材でないと住宅を建てられない、公共工事をしてはいけないという法律を作らなければ絵に描いた餅ではないか
      - ◆ SGEC 材についても同様に、SGEC 材で作ったら住宅が高く売れるわけではない
    - 対応していない業者に罰則が何もないのであれば野放しとなり意味がない
    - 宮崎県内はガイドラインの認定事業者以外の業者の方が実際多い
      - ◆ 労確法の認定事業主は 130 社しかない一方、バイオマスの事業者認定の申請は 400-500 社であり、差分の 300-400 社は誰がどこでどこの山を伐っているのか不明
      - ◆ 300-400 社については合法性確認を取っているとはいえ、怪しいのではないか
- 注：正確には、宮崎県内の労確法の認定林業事業体は 152 社、県森連・県木連・素生協の合法木材認定事業者は 824 社、そのうち素材生産を行っている事業者が 669 社。
- 建築事業者と同様に素材生産業者は登録制にして、登録がなければ伐採することができないとすべき

#### 【各種制度への課題意識について】

- クリーンウッド法の改正について
  - 手続きを簡便にしないと全関係者が取り組むことができない
  - 製材工場は体制がしっかりしているが、素材生産業者は事務員を持っていない一人親方が多く、PC を使えない人もいる
  - そのような相手に対し届出や現地確認をやれというのは現実的ではない
- 宮崎県内の認定事業者は全部で約 820 社とかなり数が多い
  - 製材業者（県木連関係）は約 130 社
  - 素材生産業者は、素生協関係が約 300 社・県森連関係が約 350-360 社
- 県における認定林業事業体（労確法の認定林業事業体のことなのか、合法木材認定事業者のことなのかは不明）の審査をもっと厳しくした方がよいのではないか
  - 登録制か許認可制にすべきだと考えている
  - 宮崎の問題は今後全国で問題になるため、しっかりと対応が必要
- クリーンウッド法の登録をしていない理由
  - マーケットが求めている
  - 必要性がよくわかっていない
  - JAS を含めてどれを取ればいいのかと疑問に思っている
    - ◆ JAS 認証は取っているが市場にはあまり出回っていない
  - 全て統一規格とするのは難しいだろうが、似たような監査を受ける必要が出て来てしまい、専用の社員を置く手間が発生する

## 委員間の打合せ@宮崎県木材利用技術センター

日時：10/25（水）13:00-14:00

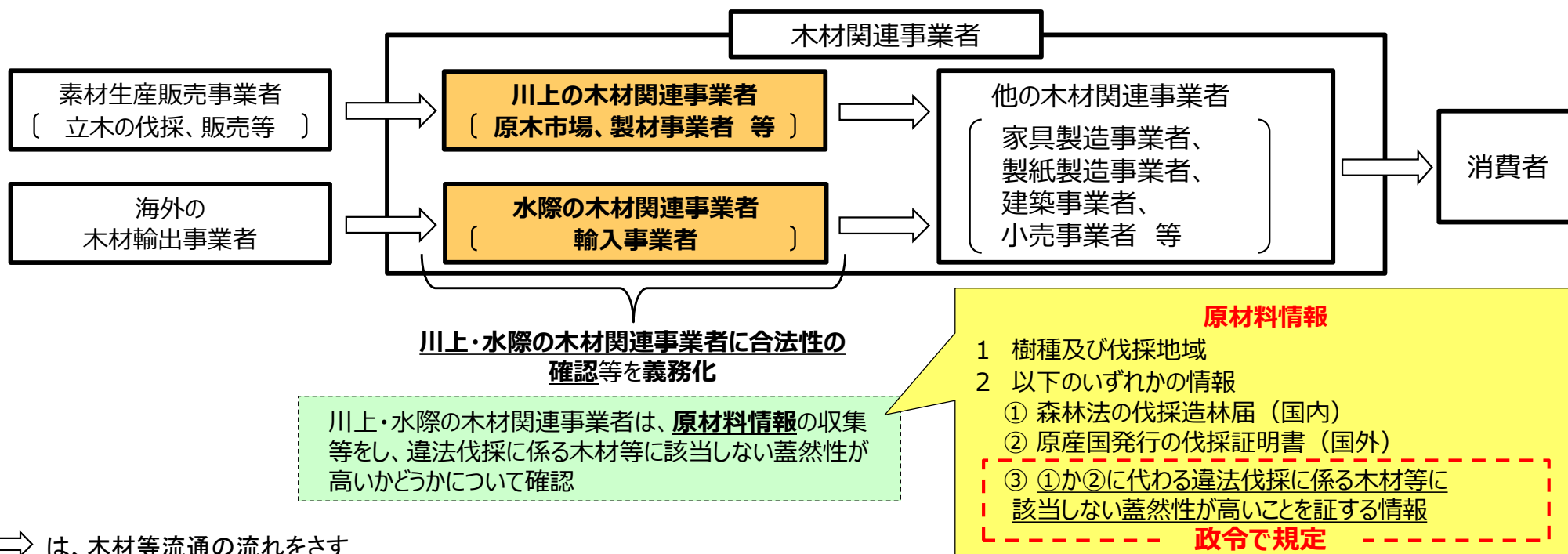
- ガイドラインに基づく確認と改正クリーンウッド法に基づく確認について、両者の整理を行う必要がある
  - 本来はガイドラインの対応が必要なくなるはず
- きちんと合法性確認の形ができていない伐採現場において、毎回の確認にチェックリストを使うように求めることは過大な負担となるおそれがある
  - まずはチェックリストを作り、合法性確認の程度に応じて問題のないところは数カ月～1年に一度チェックをするという形にしてはどうか
  - 部署を横断して確認する際にチェックをして回していくという使い方もあるのではないか
  - 制度自体の理解が追いついていない会社などにとっては役に立つはず
- 顔のわかる範囲内で確認できていたフェーズから、県をまたいで素材生産業者が移動・伐採する広域化フェーズに入ってきている
  - そのような状況下においては、合法性確認の手続きをきちんと踏んでいただくことが重要ではないか
- 需要がある or 法規制による義務化でないと取り組まないという意見が多数あった
  - 行政による規制強化はすぐには対応しづらいので、業界団体が自主的に取り組むのが理想的ではある
  - 一般消費者にとっては合法で当たり前という感覚なので、合法性確認が必要だという理解が得られにくい
- 伐採造林届、適合通知書等森林法の執行に関する事項と木材の流通段階での合法性を確認するクリーンウッド法の執行に関する事項を分けて考えるべき。宮崎県では県、市町村、森林組合による伐採地のパトロールを開始したが、それでも1市町村で年間数百件の伐採届の処理を行わなければならないなど、現状ではクリーンウッド法以前の手続きの信頼性が問われているのではないかと。他の都道府県では、そこまでもたどり着いてはいないのではないかと。

以上

## 【政令の内容】

- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（原材料情報政令）
  - (1) 国内材においては、森林法の伐採造林届に代わる情報として、森林経営計画書の写し、保安林伐採許可書の写し、国有林を伐採したことを国により証明された書類の写し 等
  - (2) 国外材においては、原産国発行の伐採証明書に代わる情報として、原産国の政府機関に準ずるもの（州政府等）や輸出国が発行した証明書の写し、原産国政府等に提出された届出書の写し 等
  - (3) (1) 及び (2) のほか、地方公共団体や主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者により合法性が確認されたことと認証したことを示す情報（例：県産材証明や森林認証（FSC認証）等）
- 2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（施行期日政令）  
 クリーンウッド法の一部を改正する法律の施行期日を令和7年4月1日に定める

## 【原材料情報政令の位置付け】



令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

第2回専門委員会出席者名簿

2023年12月

(敬称略、順不同)

(氏名) (所属・役職)

<委員>

立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
藤掛 一郎	宮崎大学農学部森林緑地環境科 教授
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授 (欠席)
山ノ下麻木乃	地球環境戦略研究機関 ジョイント・プログラムディレクター
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長
池田 直弥	日本林業経営者協会 専務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)

<オブザーバー>

有山 隆史	林野庁林政部木材利用課 監査官
長谷川 渉	林野庁林政部木材利用課 企画調整係長
菊地 暁	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用企画係長
大門 誠	林野庁林政部木材利用課 行政専門員

<事務局等>

安永 正治	全国木材組合連合会 常務理事
加藤 正彦	” 企画部長
下堂 健次	” 企画部参与
西井 由美香	FOODBOX マネージャー
鮫島 弘光	地球環境戦略研究機関 主任研究員
仮家 晋一郎	全国林業改良普及協会編集制作部次長
安藤 麻菜	全国林業改良普及協会編集制作部主任

## 令和5年度第2回

### 合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2023(令和5)年12月18日(月) 15:00~17:30
2. 開催場所 ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B
3. 参加者 立花委員、池田委員、岡田委員、相馬委員、原田委員、森田委員、  
藤掛委員、山ノ下委員  
※外部参加者・・・地球環境戦略研究機関 鮫島主任研究員  
全国林業改良普及協会 仮家次長、安藤主任  
※オブザーバー参加・・・林野庁木材利用課
4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課監査官よりご挨拶があり、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事①国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について  
(事務局より説明)

#### 【質疑応答】

(池田委員) 参考となる情報提供サイトについて、この10種類を選んだ理由を教えてください。また、これらのサイトに載っている情報は常に最新の状態なのか。

(鮫島主任研究員) クリーンウッド法のチェックリスト等で要求されている事項が確認できるサイトであり、かつ様々な国を同じ基準で調査してデータを載せているサイトを選んでいる。掲載されている情報が中立的であるか判断が難しいサイトや、複数の国を比較して評価しているわけではないサイトについては、リスク評価として使いづらいため載せていない。

なお、10種類のうち2番目から10番目のサイトに関しては、情報が継続的にアップデートされている。一方、1番目のサイト(ティンバーレックス)は過去に林野庁からFAOに対する拠出金をもって整備されたものなので、最新情報がアップデートされているかどうか確認が必要である。

注：鮫島主任研究員は令和4年度林野庁委託事業である「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査」において、「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」を作成した。

(立花委員) 各サイトの最終更新日時が具体的にわかるような情報を追記すると良いのではないか。

議事②国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について

<検討中のため非公表>

議事③クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直しについて

(全国林業改良普及協会より説明)

**【質疑応答】**

(立花委員) クリーンウッド・ナビの問い合わせ窓口には実際どのくらい問い合わせがあるのか。

(事務局) 電話は週に1-2件、メールはそれ以下の頻度である。

議事④現地視察について

<企業情報が含まれるため非公表>

議事⑤改正クリーンウッド法に関する政令の概要について

(事務局より説明)

**【質疑応答】**

(立花委員) 資料5の上の四角囲み中、1(3)の例にはFSC認証しか書かれていないが、PEFC認証やSGEC認証も例示として挙げるべきではないか。

(林野庁) わかりやすいように一旦FSC認証のみを記載していたが、委員のご指摘を踏まえ、修正したい。

(岡田委員) 1(3)に「主務大臣・・・が指定する者」とあるが、それは今後決定していくことになるのか。

(林野庁) 今後、告示で定めることとなる。

(岡田委員) 1の(1)・(2)の書類が提出されない場合に(3)の情報があるかどうかという確認になるのだと思うが、実際のところ(2)を取得している輸入材はほぼ存在しない。そのため、輸入材についてはほとんどが(3)の情報を元に判断することになるのではないか。(3)に当てはまりそうなものとして、森林認証だけでなく、例えばCoC認証やコントロールウッド等、トレーサビリティ証明など細かい



ものも含めると様々なものがあるため、(3)の内容を告示で定める際は、具体的な名称を示すのではなく、〇〇という機能を果たすもの、といった幅広く解釈のできる形にしなければならないのではないかと。

(森田委員) 1の(1)・(2)は木材自体に対する証明であるが、(3)は事業者に対する認証であるため、同列で並んでいることに違和感がある。

(林野庁) (3)は、(1)・(2)の木材自体に対する証明を確認した上で主務大臣が指定した事業者が当該木材に対する認証を行ったものを原材料情報として活用できるとするものである。わかりづらい部分もあると思うので、今後告示等を示していく際には留意したい。

(岡田委員) 確認だが、輸入材に関しては、(2)・(3)いずれにも該当する書類が手に入られなかった場合は、合法性確認ができなかったという判断になるのか。

(2)のような輸入証明書を得るためには、輸入先の国がそのようなシステムを持っていないと得ることができない。国によっては山で伐り出してから船積みするまで一気通貫で把握できるシステムがあり、(2)に該当する証明書を出せるところもあるが、非常に限られている。原産国発行の伐採証明書という日本のような仕組みがそもそもない国があることを前提に検討する必要がある。

(林野庁) 輸入材については、日本の森林法に相当する法令が制定されていない国があるということは理解している。そのため、伐採した者が所有権を持っていることを証明する書類も(2)に含むこととしている。上手く運用されるよう考えていきたいので、また個別に相談させていただきたい。

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上

## 第3回委員会配布資料

令和5年度 第3回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

1 日 時

2024（令和6）年2月20日（火） 10:00～12:30

2 場 所

TKP 赤坂カンファレンスセンター カンファレンスルーム 13F  
東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 13階

3 次 第

- (1) 開会
- (2) 林野庁挨拶
- (3) 議 事
  - ① 国産材原木の合法性確認の手引きの作成について
  - ② 複雑な合法性確認に関する分析について
  - ③ 改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について
- (4) 主催者挨拶
- (5) 閉会

令和5年度 第3回  
合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会  
資料一覧

資料番号	資料名
資料1-1	国産材原木の合法性確認のための手引きの作成について
資料1-2	国産材原木の合法性確認のためのチェックリストとフローチャート（検討過程のものであるため非公表）
資料1-3	チェックリストに関するヒアリング結果概要（検討過程のものであるため非公表）
資料1-4	クリーンウッド法における国産材原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き（案）（検討過程のものであるため非公表）
資料2	複雑な合法性確認に関する分析について
資料3	改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について
参考資料1	第3回専門委員会出席者名簿
参考資料2	令和5年度第2回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要（略）
参考資料3	改正クリーンウッド法の説明会 Q&A（略）
参考資料4	「クリーンウッド」実施支援事業（略）

## 国産材原木の合法性確認のための手引きの作成について

### 【前回までの議論を踏まえたフローチャート、チェックリストの修正】

第2回委員会での検討結果をもとに林野庁と協議を重ねてチェックリスト、フローチャートを修正し、再度委員に確認いただいたところ、特段のコメントはなかった。

### 【チェックリストに関するヒアリングについて】

上記確認いただいたチェックリストとフローチャートについて、秋田県内の林業・木材産業団体、第一種木材関連事業者、行政機関に対し、ヒアリングを行った。

実施日： 2024年1月30日（火）～31日（水）

ヒアリング先： 秋田県内の木材団体、素材生産団体、市役所、原木市場等

実施者： 全木連 安永、加藤（30日のみ）、下堂、鮫島（IGES）

（ヒアリングの結果を受けてチェックリストの体裁等の修正を行った。内容面での意見はなく、案について修正無く活用可能であることを確認）

### 【手引き本体について】

チェックリストを用いた合法性確認の方法についての解説を中心に、確認後の対応やその他留意事項について説明したものを作成した。

以上

## 複雑な合法性確認に関する分析について

### 【概要】

木材の流通経路が特殊であるなど、合法性の確認が困難な事例や場合について、第1回委員会での議論を踏まえて、事務局にて合法性確認を複雑にする要因を整理し、対応すべき点について検討を行った。

### 【検討内容】

#### ◎複雑な合法性確認となる場合

- ・流通経路が長い：特に中間国で加工された木材等を譲受ける場合
- ・伐採から譲受けまでの時間が長い：長期間保存された木材等を譲受ける場合
- ・複数の原材料が組み合わさった木材等の場合：部材ごとに異なる確認を行う必要



原材料情報が揃わない状況が起こりやすい



追加的措置の具体的内容の検討

<追加的措置の具体的な内容案>

#### ○ 取引事業者に関する情報収集

- ・過去の問題の有無等について、政府機関や地方自治体に確認。
- ・事業者の評判等について、同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に確認。
- ・コンプライアンスに関する内部規程の有無等を確認。

#### ○ 取引事業者とその調達先に関する情報収集

- ・取引事業者とその調達先の契約内容に関する（合法的に伐採された木材の供給に関する取り決めなど）情報を取引事業者に確認。
- ・調達先の選定方法や条件を取引事業者を確認。

○ 取引事業者より川上の木材流通に関する情報収集

- ・ 伐採者から取引事業者に至るまでのサプライチェーンの把握に関する情報（関係する事業者の数、最初の積み出し港、伐採時期等など）を取引事業者を確認。

○ 原材料となる木材に関する情報について情報収集

- ・ 樹種について、限定できる範囲を取引事業者を確認。
- ・ 伐採地域について、限定できる範囲を取引事業者を確認。
- ・ 目視、組織観察、DNA 分析、安定同位体分析などにより自ら樹種等を確認。

## 改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について

### 【趣旨】

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となることを目標として、まずは令和7年4月1日の改正法の円滑な施行に向けて、改正内容について周知等を図ってきた。

次年度以降も、引き続きの周知等、この目標の達成のために必要な取組を進めて行く中、特に、改正法が施行となる令和7年度以降の合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について議論いただきたい。

また、次年度の取組に当たっては、その内容から当委員会で議論いただきたいものもあり、併せて、次年度の当委員会での議題についても議論いただきたい。

### 【①改正法に関するこれまでの取組と今後の予定】

#### ○令和5年度までの周知実績

- ✓ クリーンウッド・ナビへの改正内容の掲載
- ✓ 説明会等 46 箇所において改正内容の説明
- ✓ 情報誌 7 誌（林野庁情報誌や「山林」等）への投稿
- ※ 予算事業については現行法に基づいた内容を実施

#### ○令和6年度に実施予定の事業（詳細は別紙）

- ✓ 木材関連事業者等が行う研修等への支援
  - ・ 合法性確認の実施や体制整備等に取り組む事業者に対する研修等の実施を支援
- ✓ 合法性確認実施指導者養成
  - ・ 業界団体の職員や行政関係者等への実践的な研修
- ✓ 改正法の周知
  - ・ 事業者や消費者向けのパンフレットの作成
  - ・ 改正内容や運用について業界団体や行政関係者等への説明
- ✓ 国別・地域別の違法伐採関連情報の調査
  - ・ 3 か所程度の国・地域の調査を実施予定

- ✓ クリーンウッド・ナビの更新
  - ・ 改正法の詳細な情報を掲載した新たなページの作成
  - ・ 国別情報（インドネシア、中国、タイ）を更新
- ✓ 流通木材の合法性確認システムの開発
  - ・ 施行に間に合うように令和6年度中に開発予定



◎令和7年度以降での実施を検討しているもの

- ✓ 事業者による合法性確認の取組に対する支援や合法性確認システムの普及等
- ✓ 3年後見直しを見据えた改正法の理解度、対応状況、意見等の課題に関する調査
- ✓ 特に消費者への合法伐採木材等を利用する意義等の普及啓発
- ✓ 国別・地域別の違法伐採関連情報の調査
- ✓ クリーンウッド・ナビの更新

【②次年度の当委員会での議題案】

- ✓ 生産国における情報調査
  - ⇒ クリーンウッド・ナビに掲載する生産国情報の調査について、対象国の妥当性や調査項目・内容の議論
- ✓ 合法性確認実施指導者養成について
  - ⇒ 本研修で使用する資料等の内容が効果的であるかの議論
- ✓ 事業者や消費者向けのパンフレットの作成について
  - ⇒ 本パンフレットの構成案や活用方法の議論
- ✓ 合法伐採木材の流通及び利用の促進に関する情報等の共有のあり方について
  - ⇒ 中央業界団体間、地方団体間、またそれぞれタテ関係での情報共有のあり方の議論



令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

第3回専門委員会出席者名簿

2024年2月

(敬称略、順不同)

(氏名)	(所属・役職)
<委員>	
立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
藤掛 一郎	宮崎大学農学部森林緑地環境科 教授
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授 (※)
山ノ下麻木乃	地球環境戦略研究機関 ジョイント・プログラムディレクター
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長
池田 直弥	日本林業経営者協会 専務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事 (※)
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)
(※: オンライン出席)	

<説明者>

難波 良多	林野庁林政部木材利用課長
有山 隆史	林野庁林政部木材利用課監査官
齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課課長補佐
長谷川 渉	林野庁林政部木材利用課企画調整係長
菊地 暁	林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用企画係長

<事務局等>

安永 正治	全国木材組合連合会 常務理事
加藤 正彦	” 企画部長
下堂 健次	” 企画部参与
鮫島 弘光	地球環境戦略研究機関 主任研究員

## 令和5年度 第3回

### 合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2024(令和6)年2月20日(火) 10:00~12:35
2. 開催場所 TKP赤坂カンファレンスセンター カンファレンスルーム13F  
※オンライン(MS-Teams)とのハイブリッド開催
3. 参加者 立花委員、池田委員、岩永委員（オンライン参加）、岡田委員、相馬委員、  
原田委員（オンライン参加・途中退席）、森田委員、藤掛委員、山ノ下委員  
※外部参加者・・・地球環境戦略研究機関 鮫島主任研究員  
※説明者・・・林野庁木材利用課
4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課長よりご挨拶があり、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事①国産材原木の合法性確認の手引きの作成について

<検討中のため非公表>

議事②複雑な合法性確認に関する分析について

(林野庁より説明)

#### 【質疑応答】

(池田委員) この資料の位置づけを改めて教えてほしい。また、P2の一番最後にDNA分析や同位体分析と記載があるが、費用と時間をかけてそこまで行う必要があるのか。

(林野庁) ご指摘の点については、分析の結果、追加的措置としてこのような手段が考えられるということで記載している。各事業者が合法性確認をするにあたってどこまで確認を行って信頼性を高めようとしたいかが大きいですが、費用・時間をかけてでも信頼性を高めたいという考えであれば、DNA分析や同位体分析等が選択肢の一つとしてであると示しているものである。

(山ノ下委員) 輸入木材において、例えばウクライナから輸入しているものなので書類がなかなか届かないといった状況であれば、このような分析を行った方が早いとなる可能性はあるかもしれない。ただ、何らかの根拠を示さない限り罰金が科せられると

いう状況にならないければ、事業者においてDNAや同位体の分析といったコストが掛かる手段を取ることはないと思う。

### 議事③改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について

(林野庁より説明)

#### 【質疑応答】

(相馬委員) 令和6年度に予定されている消費者向けのパンフレット作成や、令和7年度以降の検討に「特に消費者への～普及啓発」とあるが、具体的にどのようなことを検討しているのか。林産物の消費者と一番近いところにいる小売事業者の協力を得ることは非常に重要なので、何か具体的に考えていることがあれば教えてほしい。

(山ノ下委員) 消費者の定義は誰になるのか。また、クリーンウッド法やこのチェックリストが活用されるために、Jクレジットやバイオマスといった他の制度との関連付けを林野庁において検討すると良いのではないか。今後、使用している木材が持続可能なものなのか、グリーンウォッシュには当たらないかということ聞かれることが増えると思われるが、それにどう対応していくかの一歩目がクリーンウッド法なのだと思う。

(林野庁) 消費者について、木造住宅や机といった木材の利用のされ方と、各者が持つ木材についての背景の両方を念頭に置きながら普及について検討していきたい。令和6年度は現在のパンフレットを法改正に合わせて改訂することを想定しており、消費者のターゲットをどこにするかということは消費者向けの物品を扱っている経産省と連携して、山側だけ・消費者側だけの意見で進めないよう留意していきたい。また、令和7年度以降の取組については、これから予算要求を行う段階であるので、今後検討していきたい。

クリーンウッド法の普及において木材関連事業者のモチベーションは重要と考えている。消費者において木材を安心して使ってもらうためには、合法性が確認された安心な木材の供給体制をしっかり整えることが重要であり、JAS等と並ぶ一つの価値の基準として合法性の確認された木材があるということ、改正法の施行から3年間でやるのがまず一歩目だと考えている。事業者側において、合法性確認を行うことが価値につながるとしてもらえるように普及啓発を図っていきたい。

(立花委員) 一般消費者をターゲットにするのであれば、消費者団体や環境NGOと協力してやっていくことも重要であると思う。ターゲットを絞り、どのような手段で行っていくかを考えることも大事なのではないか。

(池田委員) 令和6年度中に開発予定となっている合法性確認システムとは具体的にどうい  
うもので、手引きとの関係はどうなっているのか。

(林野庁) 改正法で義務化される内容について、紙不要のシステムにおいて原材料情報や合  
法性確認の結果等の記録の保存を行い、次の事業者へ情報を伝えることができるよ  
うにするもの。メインターゲットは第1種事業者、加えて素材生産事業者だが、川下  
の事業者も利用できるようにしたい。システムのガイダンスに従って入力していけ  
ば記録が保存される等、義務が履行され、加えて、これまで作成してきた手引きと  
も整合が取れるものにしたいと考えている。

(池田委員) そのようなシステムができるのであれば、今回のように業界ごとに手引きを作  
る必要性がないのではないか。

(林野庁) デューデリジェンスにおいて、PDCAを回して合法性確認のプロセスを改善して  
いくことはシステムになじみづらいと考えている。また、大手の事業者の場合は既  
にシステムを持っているところがあったり、逆にFAXを利用し続けている事業者も  
いたり合法性確認にあたっての手段は様々であるので、しばらくは併用していく  
形になると思う。

(岡田委員) 消費者への周知よりも、改正法自体の業界への周知が圧倒的に重要で、遅れて  
いる状況だと考えている。改正法の1年後の施行に向けて、資料3に記載されている  
だけの周知のみでは間に合わないのではないかと。新しい施行法の対象となる事業者  
に対し、違反すると調査が入る恐れがあるとまで言わないと、事業者の取り組みに  
真剣さは増さないし、周知が進まないと思う。昨年の事例で、中国産針葉樹合板  
で、手続き上のJAS法違反があり重大問題となった。実際に違反した2社のJAS認定  
停止、取消しも行われ、この事案を受けて、農水省は以降、各JAS商品に輸入元事業  
者の表示を法律の一部として厳格に求めた。これは法律に違反すると罰則で対応す  
るという好例で、事業者の関心やJAS法順守のコンプライアンス意識は業界内で一気  
に高まったケース。これぐらいのプレッシャーをかけないと業界的に変化は起こら  
ない。パンフレット作成と説明会による周知活動だけでは何も変わらないのではな  
いか。

(森田委員) 今回の法改正により、小売事業者が関連事業者になるが、そのような意識を小  
売事業者側では誰も持っていないのではないかと。事業者ごとに区分けして、それぞ  
れの事業者において何が必要かということを丁寧に説明しないと、改正内容を正し  
く理解してもらえず、それが原因で制度は悪くないのに制度見直しが必要となって  
しまう可能性もある。

(林野庁) クリーンウッド法は流通への規制を行っておらず、JAS法のような認定の仕組みもないため、認定取消によりプレッシャーを与えるといったツールがない。そのため、JAS法と全く同じ対応は難しいが、施行までの1年間でしっかり周知に取り組んでいきたい。

(山ノ下委員) 木材事業者以外の事業者とサステイナブルな調達について話をすることが多いが、各事業者の担当からは、何か対策を行うにはコストがかかる一方、消費者に選ばれないのであれば誰もやりたがらないということと言われる。また、罰金制度がある方が、対策の導入について会社に説明しやすいと言われることもある。本気で推進していくのであれば、罰金を科すことも検討していいのではないかと。また、輸入林産物の持続可能性に関してこれから1~2年間で問題化してくると思う。国産材はリスクが低いということなので、リスクの高い輸入材についての対策を行っていく必要があるのではないかと。

(岩永委員) P2の【②次年度の当委員会での議題案】の中に、「本研修で使用する資料等の内容が効果的であるかの議論」とあるが、チェックリストを実際に用いて模擬研修をやったり、研修後にアンケートを取ったりするとより効果的なのではないかと感じた。

(立花委員) 最後に、特に議事①手引きの作成については各委員より様々な指摘があったため、事務局で検討いただき、改めて何らかの形で委員の皆様にご連絡いただきたい。

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上

クリーンウッド法における  
国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）  
手引き

令和6年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

## 目次

1.	本手引きの目的 .....	3
2.	リスクに基づく合法性確認.....	3
2.1.	国産原木の違法伐採リスク .....	4
3.	本手引きの対象事業者・対象物品.....	4
3.1.	対象事業者.....	4
3.2.	対象物品 .....	5
4.	合法性確認の実施に向けた体制の整備 .....	5
5.	合法性確認の方法.....	5
5.1.	手順1：契約時又は受入開始時の情報収集とリスク評価 .....	7
5.1.1.	情報収集 .....	7
5.1.2.	契約時又は受入時のリスク評価 .....	9
5.2.	手順2：搬入時のリスク評価及び最終的な合法性の確認.....	10
5.3.	手順3：リスク緩和措置 .....	12
5.3.1.	追加的な情報収集及び違法伐採リスクの再評価 .....	12
5.3.2.	取扱いの回避.....	13
6.	記録保存と販売先への書類提供 .....	14
6.1.	記録保存 .....	14
6.2.	販売先への書類提供.....	14
7.	資料：参考サイトのQRコード .....	14

## 1. 本手引きの目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」は、地球環境の保全に資するため、法令に適合して伐採された木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することを目的としています。

クリーンウッド法では、木材関連事業者が、合法伐採木材等か否かの確認（以下、「合法性確認」という。）を行うための基準を定めています。合法性確認の方法については、令和4年度に林野庁から「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」（以下、「林野庁 DD 手引き」という。）が公表されています。本手引きは、事業者の利便性を考慮し、林野庁 DD 手引きを参考に、国産原木の合法性確認に特化したものです。

クリーンウッド法に基づく合法性確認は、既に国内の多くの木材関連事業者によって通常の商取引の一貫として実施されている内容を含んでいると考えられます。まずは、事業者自らが本手引きを参考に自社の商取引を見直し、合法性確認が適切に行われているかを確認することが重要です。実際の合法性確認にあたっては、本手引き掲載のチェックリストをそのまま利用することも可能ですが、自社の取引形態等に合わせたチェックリストを作成することも有効と考えられます。本手引きを参考に、多くの事業者が適切な合法性確認を行うことを願います。

## 2. リスクに基づく合法性確認

一般に、取り扱う木材の種類や調達先などにより、違法伐採リスクは大きく異なるため、リスクの大小に関わらず同じ手間をかけて合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、合法性確認が不十分となったりする可能性が生じます。このため効果的かつ効率的な合法性確認のためには、違法伐採リスクを評価し、リスクに応じて確認すべき書類や情報を判断する「リスクベースアプローチ」が有効です。



## 2.1. 国産原木の違法伐採リスク

我が国は、汚職が少なく<sup>1</sup>、国内の違法伐採リスクは非常に低い<sup>2</sup>と国際的に評価されています。我が国でも故意か否かを問わず所有者に無断で伐採が行われる事例（無断伐採）が発生していないわけではありませんが、林野庁による調査結果<sup>3</sup>において、近年では無断伐採の報告件数の減少がみられます。また輸入木材等と比較して、国産原木は、森林所有者や素材生産事業者から原木市場や木材加工事業者等までのサプライチェーンが短いことも特徴です。

これらのことから、本手引きでは国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことを前提とし、国産原木を取り扱う第一種木材関連事業において事業者に行う合法性確認の手法を示しています。

## 3. 本手引きの対象事業者・対象物品

### 3.1. 対象事業者

本手引きは主に、国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業<sup>4</sup>を行う事業者のうち、樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者や流通事業者及び自ら所有する樹木の原木の加工又は輸出を行う事業者を対象としています。その他、樹木の所有者から直接原木の譲受け等をする上述以外の事業者についても、この手引きを参考にすることが可能と考えられます。

---

<sup>1</sup> NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数<<https://www.transparency.org/en/>>でも最も汚職の少ない A クラスと評価されています。

<sup>2</sup> 英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）の情報提供サイト「森林ガバナンスと合法性」<<https://forestgovernance.chathamhouse.org/countries/japan>>  
森林管理協議会（FSC）の「リスク評価プラットフォーム」<<https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/359>>

NGO プリファードバイネチャーの「ソーシングハブ」<<https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber/timber-japan>>

NGO フォレスト・トレンドズの「違法森林減少と関連取引リスク」<[https://www.forest-trends.org/idad\\_countries/japan/](https://www.forest-trends.org/idad_countries/japan/)>

<sup>3</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/230724.html>

<sup>4</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

なお、本手引きは、クリーンウッド法に基づく登録や、林野庁ガイドライン<sup>5</sup>の合法木材供給事業者認定を受けているか否かにかかわらず、活用することができます。

### 3.2. 対象物品

本手引きは国産の原木を対象とします。

## 4. 合法性確認の実施に向けた体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項（努力義務）として、体制の整備が定められています。合法性確認の適切な実施のためには、体制の整備として合法性確認の手順や判断基準をあらかじめ整理しておくことが有効であり、本手引きで示すチェックリストを活用することができると考えています。

また、合法性が確認できた木材等として販売するためには、合法性が確認できた木材等とできなかった木材等を分別して管理する必要があります<sup>6</sup>。具体的には、物理的な区画のほか、テープ等での明示、時間的な区分等が挙げられます。合法性が確認できた木材のみを調達する事業者の場合は、分別管理の体制を整備する必要はありません。

## 5. 合法性確認の方法

本手引きでは、木材等の合法性確認の方法について、フローチャート（図）で示しているとおおり、以下の3手順に分け、チェックリストを活用する方法を示します。

手順1：契約時又は受入開始時に違法伐採リスク評価のための情報を収集し、リスク評価を行う

手順2：都度の搬入時に、リスク評価を行う

手順3：手順1又は2の結果、リスクが無視できるレベルと判断できなかった場合、追加的情報収集とリスク再評価を行う、又は取扱を回避する

またこれらの手順で行った合法性確認の記録を保存することは、違法伐採リスクに対する取組を行った証拠を残すという観点からも、自社の合法性確認の精度を向上させ、必要に応じてその手順を見直すためにも重要です。

---

<sup>5</sup> <https://www.goho-wood.jp/>

<sup>6</sup> 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）第6条

# クリーンウッド法における 国産原木の合法性確認手順フローチャート

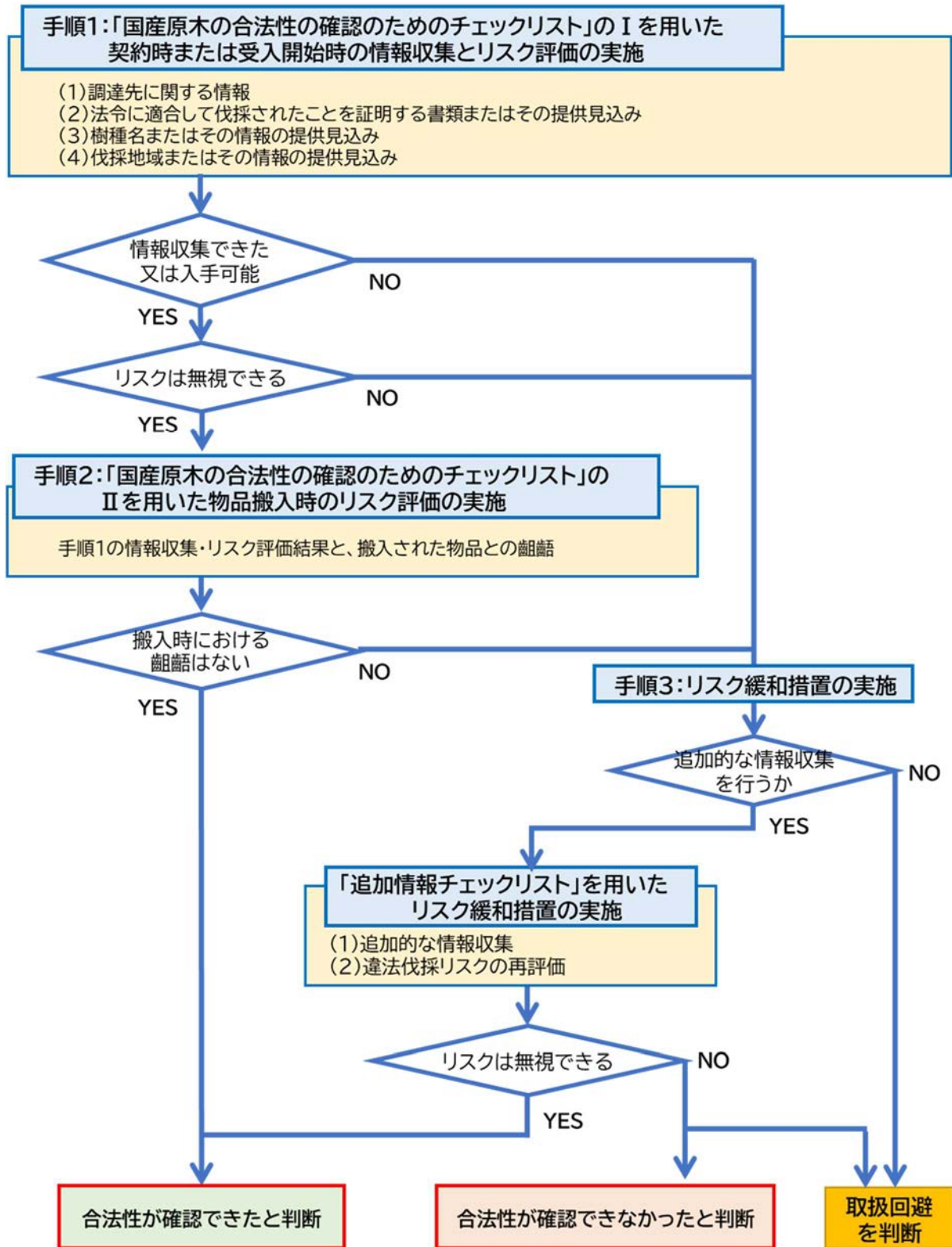


図 合法性確認手順フローチャート

## 5.1. 手順 1：契約時又は受入開始時の情報収集とリスク評価

手順 1 では、「国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト」の「I 契約時又は受入開始時の情報収集とリスク評価」のための情報収集とリスク評価を行います。

各項目に設けた「自由記載欄」は参照した情報、特記事項等を具体的に記載することに活用できます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に別途整理している情報に紐付くように管理することも有効と考えられます。

### 5.1.1. 情報収集

#### (1) 総論

合法性確認に使用する書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものである必要があります。保管期間が長期にわたる木材等もあることから、発行日が古いことのみをもって、違法性のリスクが高いとは言えませんが、調達先への聞き取りや記録の確認によって適正なものか確認することが有効です。適正であれば大項目「収集した書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものです」にチェックすることができます。

No.	確認内容	自由記載欄
<b>I. 契約時または受入開始時の情報収集とリスク評価</b>		
<b>1 総論</b>		
<input type="checkbox"/>	収集した書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものです	

#### (2) 調達先に関する情報

適切な調達先の選定は、違法伐採リスクを減らす重要なポイントです。具体的には、①調達先との契約書、②調達先に合法性に関する認証等の情報、③取引実績や調達先が公開している情報の活用が考えられます。なお、調達先が自社の場合、法令に適合して伐採することについても自社が責任を持っているため、書類を取得する必要はありません。チェックリストに示すこれら 5 項目のいずれか 1 つにチェックがあれば、大項目「調達先の選定等を適切に行いました」にチェックすることができます。

2 調達先に関する情報	
<input type="checkbox"/> 調達先の選定等を適切に行いました（以下、根拠となるものにチェック）	
<b>素材生産事業者から調達する場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 素材生産事業者と「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます</li> <li><input type="checkbox"/> 素材生産事業者とは取引実績があり、原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません</li> <li><input type="checkbox"/> 素材生産事業者は、合法性に関する何らかの認証（森林認証等）、認定（合法木材供給事業者認定等）、登録等を受けている事業者です</li> <li><input type="checkbox"/> 素材生産事業者は、原木の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 調達先は自社です（自社ないし他者が所有する樹木を自社の素材生産部門が伐採した原木、自社の所有する樹木を他社に委託して伐採させた原木の調達を含む）	

### （3）調達する原木に関する情報

原木に関する情報は契約時や受入開始時に入手できない可能性もありますが、いつ、どのような情報を入手できるかの見込みをあらかじめ明らかにしておく、合法性確認を円滑に進めることができます。

#### ① 法令に適合して伐採されたことを証明する書類

チェックリストには法令に適合して伐採されたことを証明する書類として、①行政手続書類、②第三者認定に関する書類、③その他の書類に分けて例示しています。森林認証（FSC<sup>7</sup>や SGEC/PEFC<sup>8</sup>）や林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定等の第三者認定に関する書類の場合、調達事業者に対する認証ではなく、調達する原木に対する証明書を確認する必要があります。また、独立した証明書の形で提供される場合に加え、納品書等に木材の合法性を証明する文言が記載されている場合もあります。その他の書類については、除伐木や農地・宅地の樹木、街路樹の伐採といった森林法等に基づく行政手続不要の伐採に活用することが有効です。

証明書については、複数入手可能なケースが考えられますが、全て入手しなければ合法性確認ができないわけではありません。事業者は違法伐採リスクに応じて収集する証明書を選ぶこととなります。

証明書等のいずれか一つにチェックが入れば、大項目「調達する原木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報を取得しました 又は 取得する見込みがあります」にチェックすることができます。

#### ②伐採地及び樹種

<sup>7</sup> <https://jp.fsc.org/jp-ja>

<sup>8</sup> <https://sgec-pefcj.jp/>

伐採地は証明書を発行する行政機関の単位が目安ですので、都道府県や市町村レベルの情報を入手します。樹種名は、通常取引で使用される樹木の名称です。国産の原木については、伐採造林届に用いる樹種名<sup>9</sup>で差し支えありません。これらの情報は納品書、契約書に記載されている場合がありますが、樹種名については納入後、目視等によって直接確認することもできます。

伐採地及び樹種が明らかになった場合は、大項目「伐採地及び樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります」にチェックすることができます。

<b>3 調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>	
<input type="checkbox"/> 調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報を取得しました 又は 取得する見込みがあります (以下、取得又は取得する見込みの証明書等をチェック)	
<b>【行政手続書類】</b> <input type="checkbox"/> 伐採造林届(適合通知書又は確認通知書を含む) <input type="checkbox"/> 森林経営計画(森林経営計画の認定書を含む) <input type="checkbox"/> 林地開発許可書 <input type="checkbox"/> 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書等 <input type="checkbox"/> 国有林野事業に関する契約書等 <b>【第三者認定に関する書類】</b> <input type="checkbox"/> 森林認証(FSCやSGEC、PEFC)の第三者機関による認証等に基づく <b>証明書</b> <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの <b>合法性証明書</b> <input type="checkbox"/> (伐採に係る法令手続の遵守を担保する)地域材証明制度に基づく <b>証明書</b> <b>【その他の証明書等に関する書類】</b> ※行政手続書類や第三者認定に関する書類に加えて又はこれらの書類が入手できない場合に収集 <input type="checkbox"/> 樹木の所有者が発行、またはその同意を得た、法令に適合して伐採したことの自主証明 <input type="checkbox"/> 工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書(工事契約書等) <input type="checkbox"/> その他(自由記載欄に具体的に記載)	
<b>4 調達する原木の伐採地及び樹種に関する情報</b>	
<input type="checkbox"/> 伐採地及び樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	

### 5.1.2. 契約時又は受入時のリスク評価

チェックリストのIに基づき、違法伐採リスク評価を行います。どの項目にチェックが付けば違法伐採リスクが無視できるレベルと評価するかの基準としては、1(総論)から4(調達する原木の伐採地及び樹種に関する情報)のそれぞれ4つの大項目のボックスにチェックある場合が考えられますが、事業者自身が基準を任意で設定することもできます。

違法伐採リスクが無視できると評価した場合は、次に物品搬入時のリスク評価(手順2)を行います。無視できるレベルと評価できなかった場合は、「違法伐採り

<sup>9</sup> すぎ、ひのき、まつ(あかまつ、くろまつ)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他針葉樹、ぶな、くぬぎ、その他広葉樹

スクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました」にチェックし、リスク緩和措置（手順3）を行います。

## 5.2. 手順2：搬入時のリスク評価及び最終的な合法性の確認

搬入時に、実際に納品された原木や納品書等と手順1で入手した情報に齟齬があるか確認します。搬入が複数回にわたる場合、搬入時毎にチェックリストを準備することも考えられますが、一枚のチェックリストで複数の搬入について記録することも可能です。

確認の結果、齟齬がなければ、「違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できた」と最終判断を行います。齟齬が大きく、違法伐採リスクが無視できないレベルと評価した場合には、リスク緩和措置（手順3）を行います。

なお、合法性確認を行った原木の材積や数量については、搬入の都度を確認を求めるものではありませんが、取引の完了や証明書が切り替わるタイミングで書類との齟齬がないか確認し、次回の取引相手の選定等に活用すること（PDCA サイクル）が重要です。

<b>II. 物品搬入時のリスク評価</b>	
<input type="checkbox"/>	証明書等、伐採地、樹種について、見込みどおり、相互に齟齬のない物品が搬入されたことを確認しました
<b>上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？</b>	
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【追加情報収集チェックリスト】又は取扱い回避へ

## 国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： \_\_\_\_\_

取引相手： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

責任者： \_\_\_\_\_

社内管理番号： \_\_\_\_\_

No.	確認内容	自由記載欄
<b>I. 契約時または受入開始時の情報収集とリスク評価</b>		
<b>1 総論</b>		
<input type="checkbox"/>	収集した書類等は、申請者、発行者、期限、発行日等が適正なものです	
<b>2 調達先に関する情報</b>		
<input type="checkbox"/>	調達先の選定等を適切に行いました（以下、根拠となるものにチェック）	
<b>素材生産事業者から調達する場合</b>		
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者と「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます	
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者とは取引実績があり、原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者は、合法性に関する何らかの認証（森林認証等）、認定（合法木材供給事業者認定等）、登録等を受けている事業者です	
<input type="checkbox"/>	素材生産事業者は、原木の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
<input type="checkbox"/>	調達先は自社です（自社ないし他者が所有する樹木を自社の素材生産部門が伐採した原木、自社の所有する樹木を他社に委託して伐採させた原木の調達を含む）	
<b>3 調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>		
<input type="checkbox"/>	調達する原木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報を取得しました 又は 取得する見込みがあります（以下、取得又は取得する見込みの証明書等をチェック）	
<b>【行政手続書類】</b>		
<input type="checkbox"/>	伐採造林届（適合通知書又は確認通知書を含む）	
<input type="checkbox"/>	森林経営計画（森林経営計画の認定書を含む）	
<input type="checkbox"/>	林地開発許可書	
<input type="checkbox"/>	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書等	
<input type="checkbox"/>	国有林野事業に関する契約書等	
<b>【第三者認定に関する書類】</b>		
<input type="checkbox"/>	森林認証（FSCやSGEC、PEFC）の第三者機関による認証等に基づく証明書	
<input type="checkbox"/>	林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書	
<input type="checkbox"/>	（伐採に係る法令手続の遵守を担保する）地域材証明制度に基づく証明書	
<b>【その他の証明書等に関する書類】</b>		
※行政手続書類や第三者認定に関する書類に加えて又はこれらの書類が入手できない場合に収集		
<input type="checkbox"/>	樹木の所有者が発行、またはその同意を得た、法令に適合して伐採したことの自主証明	
<input type="checkbox"/>	工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書（工事契約書等）	
<input type="checkbox"/>	その他（自由記載欄に具体的に記載）	
<b>4 調達する原木の伐採地及び樹種に関する情報</b>		
<input type="checkbox"/>	伐採地及び樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
<b>5 その他の確認項目（任意で設定）</b>		
<input type="checkbox"/>		
<b>II. 物品搬入時のリスク評価</b>		
<input type="checkbox"/>	証明書等、伐採地、樹種について、見込みどおり、相互に齟齬のない物品が搬入されたことを確認しました	
<b>上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？</b>		
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【追加情報収集チェックリスト】又は取扱い回避へ	



### 5.3. 手順3：リスク緩和措置

手順1又は2において合法性が確認できなかったと判断した原木について、リスク緩和措置（手順3）を実施します<sup>10</sup>。手順3としては、リスクを減らすための措置である「追加の情報収集に基づく違法伐採リスクの再評価」及びリスクを完全に避けるための措置である「取扱いの回避」が挙げられます。リスク緩和措置を行うことにより、合法性確認の精緻化、確実な合法伐採木材の確保を達成することが期待されます。

#### 5.3.1. 追加的な情報収集及び違法伐採リスクの再評価

追加の情報収集では、手順1又は2で収集できなかった情報の再収集や収集した情報の再精査も含め、取り扱う木材等に関する情報を改めて収集します。この際、合法性確認チェックリストの中でチェックできなかった項目を踏まえて、どのような情報を新たに収集するのかを検討することが重要です。「追加情報収集チェックリスト」には追加の情報収集の方法を例示しています。「自由記載欄」に具体的に行った追加の情報収集や違法伐採リスクの評価について、後から分かるような記載がすることが有効です。個別の状況に応じた対応が必要となることから、事業者の創意工夫によってチェックリストに例示されていない情報収集を行うことも十分に考えられます。

追加の情報収集及び収集した情報の評価に基づき、手順1及び2と同様に、総合的なリスクの再評価とそれに基づく合法性確認の再判断を行います。違法伐採リスクが無視できると評価できた原木は、合法性が確認できたと判断することができます。リスクが無視できないと評価した原木は、合法性が確認できなかったと判断することとなります。

---

<sup>10</sup> 判断基準省令第3条

## 追加情報収集チェックリスト

社内管理番号： \_\_\_\_\_

	合法性確認 チェックリストの 項目番号	自由記載欄
<b>1. 取引関係者について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める 例：森林所有者から素材生産事業者までの取引関係の確認</li> <li>業界団体、同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる</li> <li>調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、地方自治体等に対して照会する</li> <li>その他（具体的に記載）：</li> </ul>	Iの2	
<b>2. その他の情報について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせや訪問調査を行う 例： <ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の所有者と調達先(素材生産事業者)間の立木売買契約書、伐採受託契約書の確認</li> <li>伐採地の登記簿謄本の確認</li> <li>所有権を示す書類の確認</li> <li>隣接所有者からの境界確認同意書の確認</li> </ul> </li> <li>クリーンウッド・ナビに掲載されている情報を活用する</li> <li>証明書等に記載されている地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する</li> <li>伐採地の衛星データ等を確認する</li> <li>その他（具体的に記載）：</li> </ul>	Iの1, 3~4、II	

**上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？**

<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	

### 5.3.2. 取扱いの回避

手順1又は2のリスク評価の結果、追加的な情報収集を行うまでもなく違法伐採リスクが無視できないと判断された場合、当該原木の取扱いそのものを回避することが考えられます。また、追加的な情報収集を行ってもなおリスクが無視できないと評価した原木についても取り扱いを回避することが考えられます。

取扱いの回避は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から重要な選択肢の一つですが、コストのかかる手段であるという側面もあります。

## 6. 記録保存と販売先への書類提供

### 6.1. 記録保存

クリーンウッド法では、合法性の確認に関する以下の記録を5年間保存することが努力義務として定められています<sup>11</sup>。

(1) 法令に適合して伐採されたことを証明する書類

(2) 合法性の確認に関する記録

(1) については、手順1で収集した書類、(2)については、事業者の任意の形式で対応することが可能ですが、チェックリストの記録が相当します。

### 6.2. 販売先への書類提供

第一種木材関連事業において木材等の販売等を行う場合（消費者への販売の場合を除く）、以下の情報を提供することが努力義務として定められています<sup>12</sup>。

(1) 合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

(2) クリーンウッド法第8条に基づく木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

## 7. 資料：参考サイトのQRコード

クリーンウッドナビ



合法木材ナビ



FSC



SGEC/PEFC



各サイトのURLは本文脚注に記載

---

<sup>11</sup> 判断基準省令第5条

<sup>12</sup> 判断基準省令第4条